

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

○公印の改刻	(私学文書課)	一
○特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)	(共同参画社会推進課)	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	二
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)	(農林水産経営支援課)	三
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	三
○道路の区域変更(三件)	(道路課)	三
○道路の供用開始(二件)	(同)	四
○土地改良区の定款変更の認可	(東部地方振興事務所)	四
公 告		
○財政状況の公表	(財政課)	五
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(教育庁高校教育課)	五
企 業 局		
○企業職員給与規程の一部を改正する管理規程		五
○企業職員給与規程の一部を改正する管理規程の一部を改正する管理規程		五
病 院 局		
○病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程		六
○病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程の一部を改正する管理規程		六

選挙管理委員会

○参議院宮城県選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨

○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

人事委員会

○人事委員会規則七・十六(給料の調整額)の一部を改正する規則

○人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則

○人事委員会規則七・十八・三十六(人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則)の一部を改正する規則

○人事委員会規則七・七十八(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則

○人事委員会規則十二・〇(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員)の処遇等に関する規則)の一部を改正する規則

○人事委員会の権限(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員)の処遇等に関する規則)の一部を改正する告示

監査委員

○包括外部監査の結果に基づく措置の公表(二件)

公安委員会

○警備業法第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施

正 誤

○宮城県公報第二千二百八号中

○宮城県告示第千六百六十六号



次のとおり公印を改刻した。

平成二十二年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

告 示

名称	種類	用途	印影	使用開始年月日
----	----	----	----	---------

宮城県立仙 台高等技術 専門学校之 印		地方機 関	
一般文書用			
旧		新	
			
平成二十二年 八月二十日			

○宮城県告示第千六百六十七号
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年十二月二十八日

特定非営利活動法人の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩
代表者の氏名 伊東 重悦
主たる事務所の所在地 仙台市青葉区高松二丁目二十五番十号

三 定款に記載された目的 この法人は、近年の著しい家族形態の変化に伴い、今後、継承者のいない方や経済的にお墓を持つ事が困難な方が急増することが予想され、そういった墓地について不安のある方に対して、永代供養墓の普及活動及び企画・運営に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年十二月十日

○宮城県告示第千六百六十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 DOTANKみやぎ「地域政策研究行動会議」
代表者の氏名 遠藤 学
主たる事務所の所在地 石巻市蛇田字下中埠十四番一号
三 定款に記載された目的 この法人は、地域的な問題を研究・分析しながら、解決に向けて行動し、自分達の活動を通じ、さらなる地域的な問題の解決のために政策提言を行うことを目的とします。

四 申請のあった年月日 平成二十二年十二月十五日

○宮城県告示第千六百六十九号
障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年十二月二十八日

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇二〇〇六五三	石巻市築山三丁目七の二十三グレースD百一号室	居宅介護 重度訪問介護 (みなし)	株式会社フイル・ライフ	平成二十二年十二月一日
○四一五〇〇四五七	大崎市社会福祉協議会 田尻ヘルパステーション 大崎市田尻沼部字富岡百六十六	居宅介護 重度訪問介護	社会福祉法人 大崎市社会福祉協議会	平成二十二年十二月一日
○四一三二〇〇〇一七	障害者日中活動支援施設のぎく 遠田郡美里町練牛字十二号四十八番地一	生活介護 就労継続支援B型	社会福祉法人 矢本愛育会	平成二十三年一月一日

○宮城県告示第千六百七十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十二年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日

〇四一五一〇〇六七六	ケア・ワークス コープのぞみ 仙台市青葉区木町通 二丁目五番十八号	居宅介護 重度訪問介護 (みなし) 行動援護	宮城県高齢者 生活協同組合	平成二十二年 十一月三十日
------------	--	---------------------------------	------------------	------------------

〇宮城県告示第千七百七十一号
 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。
 平成二十二年十二月二十八日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 二十五加 入区	平成十九年宮 城県告示第 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定） で告示された 宮城県漁業協 同組合の気仙 沼地区支所三 ノ浜の区域	平成二十二年 十二月二十日	宮城県気仙沼市三ノ浜 六十三 小松公一 宮城県気仙沼市三ノ浜 百四十三 小松勝三	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 八号）第十八 条の四に規定 するこんぶ養 殖業	二人

〇宮城県告示第千七百七十二号
 県営小山田川沿岸地区土地改良事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。
 なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年十二月二十八日

一 縦覧に供する書類の名称
 土地改良事業変更計画書の写し
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 縦覧期間
 平成二十三年一月四日から平成二十三年二月二日まで

三 縦覧場所
 栗原市役所、大崎市役所及び登米市役所

〇宮城県告示第千七百七十三号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。
 その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十二年十二月二十八日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道
 二 路 線 名 女川牡鹿線
 三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の前後	
	前	後
石巻市鮫浦三日浜六番一地先から 同市鮫浦三日浜六番一地先まで	敷地の幅員 (メートル) 一七・四 一三三・〇	敷地の延長 (メートル) 二九・六 二九・六

〇宮城県告示第千七百七十四号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。
 その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十二年十二月二十八日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 大島浪板線
三 道 路 の 区 域

変 更 の 区 間		変 更 の 前 後		敷 地 の 幅 員 (メー ト ル)		敷 地 の 延 長 (メー ト ル)	
気仙沼市大浦九番六地先から 同市浪板三九八番一地先まで	前 一七・二丁	後 一〇・六丁	二八・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇
気仙沼市大浦七四番二地先から 同市大浦五五番九地先まで	前 五・二丁	後 一・一五	一一・五	八三・〇	八三・〇	八三・〇	八三・〇
気仙沼市大浦三五六番地先から 同市大浦八八番二地先まで	前 四・四丁	後 四・六	四・六〇	二四七・〇	二四七・〇	二四七・〇	二四七・〇

〇宮城県告示第千七百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道 路 の 種 類 県 道
二 路 線 名 大衡仙台線
三 道 路 の 区 域

変 更 の 区 間		変 更 の 前 後		敷 地 の 幅 員 (メー ト ル)		敷 地 の 延 長 (メー ト ル)	
黒川郡大和町テクノヒルズ六番一地先から 同町テクノヒルズ六番一地先まで	前 二六・一丁	後 二八・二丁	四一・〇	二四二・〇	二四二・〇	二四二・〇	二四二・〇

〇宮城県告示第千七百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種 道 路 類 の	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 年 月 日
県 道	大島浪板線	気仙沼市大浦三二六番一地先から 同市浪板三九八番一地先まで	平成二十二年 十二月二十八日
		気仙沼市大浦五五番一地先から 同市大浦二五四番二地先まで	
		気仙沼市大浦三五六番地先から 同市大浦八八番二地先まで	
		気仙沼市大浦二〇七番三地先から 同市大浦二八一番六地先まで	
		気仙沼市大浦二三四番一地先から 同市大浦二〇五番一地先まで	

〇宮城県告示第千七百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種 道 路 類 の	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 年 月 日
県 道	大衡仙台線	黒川郡大和町テクノヒルズ六番一地先から 同町テクノヒルズ六番一地先まで	平成二十二年 十二月二十八日

〇宮城県告示第千七百七十八号

津山土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十二年十二月二十二日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年十二月二十八日

宮城県東部地方振興事務所

所長 戸村俊幸

公 告

○財政状況の公表に関する条例(昭和三十九年宮城県条例第二十三号)第二条第一項の規定により、県の財政状況を別冊のとおり公表する。

平成二十二年十二月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年十二月二十八日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
宮城県知事 村井嘉浩
塩竈市杉の入三丁目九十二番四の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
仙台市宮城野区若切字青津目五番地の一
有限会社千葉不動産

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十二年十二月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油(JIS一種一号) 二百キロリットル
二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十二年十二月十五日

四 落札者の名称及び所在地 カガク興商株式会社 石巻市三ツ股二丁目一番一〇六号

五 落札金額 千三百七十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十二年十一月九日

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第十号

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十二年十二月二十八日

宮城県公営企業管理者 伊藤直司

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

企業職員給与規程(昭和四十九年宮城県企業局管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「規定により給与が減せられて支給される職員に支給する」を「表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員を除く。)(のうち、その職務の級が給与条例附則第二十九項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)(の五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、公布の日から施行する。

(平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に関する読替え)

2 平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に対する改正後の企業職員給与規程附則第三項の規定の適用については、同項中「五十五歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは「企業職員給与規程の一部を改正する管理規程(平成十九年宮城県企業局管理規程第三号)の一部を改正する規程の施行の日」と、「五十五歳に達した日後における最初の四月一日後」とあるのは「同日後」とする。

○宮城県企業局管理規程第十一号

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十二年十二月二十八日

宮城県公営企業管理者 伊藤直司

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程の一部を改正する管理規程

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程(平成十九年宮城県企業局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第八条においてその例によることとされる職員の給与に関する条例(昭和三十三年

宮城県条例第二十九号。以下、「給与条例」といふ。）附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される」を、「附則第三項の規定が適用される」に、「同管理規程附則第三項」を、「同項」に、「第五條の規定による管理職手当（給与条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される」を、「第五條の規定による管理職手当（企業職員給与規程附則第三項の規定が適用される」に、「企業職員給与規程附則第三項」を、「同項」に、「同条の規定による管理職手当（給与条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される」を、「同条の規定による管理職手当（同項の規定が適用される」に、「額（給与条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される」を、「額（同項の規定が適用される」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

病 院 局

○宮城県病院局管理規程第十一号

病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十二年十二月二十八日

宮城県病院事業管理者 木 村 時 久

病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程

病院局職員給与規程（平成二十二年宮城県病院局管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五項の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同項中「規定により給与が減せられて支給される職員に支給する」を「表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の四第一項又は第二十八條の五第一項の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が給与条例附則第二十九項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」といふ。）の五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となつた日）以後の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この管理規程は、公布の日から施行する。

（平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に関する読替え）

2 平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に対する改正後の病院局職員給与規程附則第五項の規定の適用については、同項中「五十五歳に達した日後における最初の四月一日」とあるの

は「病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程（平成十九年宮城県病院局管理規程第五号）の一部を改正する管理規程の施行の日」と、「五十五歳に達した日後における最初の四月一日後」とあるのは「同日後」とする。

○宮城県病院局管理規程第十二号

病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十二年十二月二十八日

宮城県病院事業管理者 木 村 時 久

病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程の一部を改正する管理規程

病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程（平成十九年宮城県病院局管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第五條の規定による管理職手当（病院局職員給与規程第二条においてその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和三十一年宮城県条例第二十九号。以下「給与条例」といふ。）（附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される」を、「第五條の規定による管理職手当（病院局職員給与規程附則第五項の規定が適用される」に、「同管理規程附則第五項」を、「同項」に、「新管理規程第五條の規定による管理職手当（給与条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される」を、「第五條の規定による管理職手当（病院局職員給与規程附則第五項の規定が適用される」に、「同条の規定による管理職手当（給与条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される」を、「同条の規定による管理職手当（同項の規定が適用される」に、「額（給与条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される」を、「額（同項の規定が適用される」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

○宮選管告示第四百十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九條の規定により、平成二十二年七月十一日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙における各候補者から選挙運動に関する収支報告書の提出があつたので、同法第百九十二條の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

平成二十二年十二月二十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 42,842,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	市川 一 朗	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	6月7日から 第1回分 期間 7月20日まで
出納責任者氏名	小久保 嘉 郎			

収入		支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)	人件費 家屋費 選挙事務評費 集合会場費	費用
ふるさと・宮城・2 1	政治団体 2,000,000 円	選挙事務評費	1,977,848
自由民主党宮城県参 議院選挙区第三支部	政党支部 10,000,000	集合会場費	79,695
近藤良夫	会社員 100,000	通信費	21,050
藤武トシミ	無職 30,000	交通費	238,540
全日本不動産政治連 盟宮城県支部	政治団体 30,000	印刷費	2,712,400
日本弁護士政治連盟	政治団体 50,000	広告費	1,691,930
今尾和實	会社員 50,000	文具費	23,592
日本林業の政策を推 進する政治連盟	政治団体 100,000	食糧費	508,726
高橋英樹	会社社長 50,000	宿泊費	68,900
		雑費	888,927
その他の寄附	一件		-
その他の収入	-		-
今回計	12,410,000	今回計	11,002,048
前回計	-	前回計	-
総計	12,410,000	総計	11,002,048
支出のうち公費負担相当額		項目	金額
		選挙運動用通常葉書の作成	343,900
		ビラの作成	976,500
		ポスターの作成	1,392,000
		選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164
		選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192
		個人演説会の立札及び看板の類の作成	154,484
		計	3,229,240

報告書受理年月日 平成22年7月26日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 42,842,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	市川 一 朗	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	7月30日から 第2回分 期間 9月29日まで
出納責任者氏名	小久保 嘉 郎			

収入		支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)	人件費 家屋費 選挙事務評費 集合会場費	費用
	- 円	選挙事務評費	338,262
		集合会場費	400,656
		通信費	588,949
		交通費	-
		印刷費	1,204,980
		広告費	76,860
		文具費	-
		食糧費	13,860
		宿泊費	84,670
		雑費	1,080,011
その他の寄附	一件		-
その他の収入	-		-
今回計	0	今回計	3,788,248
前回計	12,410,000	前回計	11,002,048
総計	12,410,000	総計	14,790,296

報告書受理年月日 平成22年10月8日 第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
42,842,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	伊藤弘実	候補者届出政党 又は所属党派	民主党	3月9日から 第1回分 期間 7月22日まで
出納責任者氏名	出雲英子			

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	収入	金額
民主党	政党	10,000,000 円	選挙事務所費	1,219,460
民主党宮城県第3区 総支部	政党支部	85,000	集会会場費	212,460
山中栄一	政策秘書	50,000	通信費	225,257
平野博文後援会	政治団体	30,000	交通費	1,044,536
松本攻	無職	30,000	印刷費	2,642,680
			広告費	2,061,794
			文具費	41,754
			食糧費	962,227
			宿泊費	-
			雑費	2,375,302

支出

その他の寄附	一件	-	人件費	1,667,000 円
その他の収入	-	-	家屋費	1,431,920
今回計	10,195,000	今回計	選挙事務所費	1,219,460
前回計	-	前回計	集会会場費	212,460
総計	10,195,000	総計	通信費	225,257

支出のうち公費負担当額	選挙運動用通常業書の作成	金額
	ビラの作成	332,500
	ポスターの作成	875,000
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	1,384,928
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	151,200
個人演説会の立札及び看板の類の作成	196,560	
計	193,105	
計	3,133,293	

報告書受理年月日	平成22年7月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
42,842,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	伊藤弘実	候補者届出政党 又は所属党派	民主党	7月27日から 第2回分 期間 7月28日まで
出納責任者氏名	出雲英子			

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	収入	金額
民主党	政党	- 円	選挙事務所費	16,000
			集会会場費	-
			通信費	-
			交通費	-
			印刷費	-
			広告費	-
			文具費	94,241
			食糧費	-
			宿泊費	-
			雑費	-

支出

その他の寄附	一件	-	人件費	- 円
その他の収入	-	-	家屋費	16,000
今回計	0	今回計	選挙事務所費	16,000
前回計	10,195,000	前回計	集会会場費	-
総計	10,195,000	総計	通信費	-

支出のうち公費負担当額	選挙運動用通常業書の作成	金額
	ビラの作成	332,500
	ポスターの作成	875,000
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	1,384,928
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	151,200
個人演説会の立札及び看板の類の作成	196,560	
計	193,105	
計	3,133,293	

報告書受理年月日	平成22年8月4日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 42,842,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	伊藤弘実	候補者届出政党 又は所属党派	民主党	7月30日から 第3回分 期間 7月30日まで
出納責任者氏名	出雲英子			

収入		支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)	人件費	家屋費
	— 円	選挙事務所費	—
		集会会場費	—
		通信費	—
		交通費	—
		印刷費	157,500
		広告費	—
		文具費	—
		食糧費	—
		宿泊費	—
		雑費	—
その他の寄附	— 一件	計	157,500
その他の収入	—	今回計	12,562,711
今回計	0	前回計	10,195,000
前回計	10,195,000	計	12,720,211
総計	10,195,000	総計	12,720,211

報告書受理年月日	平成22年8月10日	第3回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 42,842,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	伊藤弘実	候補者届出政党 又は所属党派	民主党	10月1日から 第4回分 期間 10月1日まで
出納責任者氏名	出雲英子			

収入		支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)	人件費	家屋費
	— 円	選挙事務所費	—
		集会会場費	—
		通信費	108,029
		交通費	—
		印刷費	—
		広告費	—
		文具費	—
		食糧費	—
		宿泊費	—
		雑費	—
その他の寄附	— 一件	計	108,029
その他の収入	—	今回計	12,720,211
今回計	0	前回計	10,195,000
前回計	10,195,000	計	12,828,240
総計	10,195,000	総計	12,828,240

報告書受理年月日	平成22年10月7日	第4回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 42,842,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	加藤 幹夫	候補者届出政党 又は所属党派	日本共産党	6月13日から 第1回分 期間 7月21日まで
出納責任者氏名	油谷 苗子			

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	収入	金額
日本共産党宮城県委員会	政党	3,150,000 円	選挙事務所費	100,000
矢野 周二	無職	85,000	集合会場費	—
吉田 剛	政党職員	85,000	通信費	82,056
高村 直也	政党職員	85,000	交通費	26,130
五十鈴川みよ子	団体役員	35,000	印刷費	1,567,050
高屋 真弓	団体役員	42,000	広告費	242,000
三浦 靖子	団体役員	42,000	文具費	28,552
			食糧費	232,926
			宿泊費	341,390
			雑費	31,331
その他の寄附	一件	—		—
その他の収入		—		—
今回計		3,524,000	今回計	3,025,435
前回計		—	前回計	—
総計		3,524,000	総計	3,025,435

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	収入	金額
社会民主党宮城県連合会	政党	8,000,000 円	選挙事務所費	412,050
三浦昭二	会社役員	170,000	集合会場費	110,676
社会民主党東北ブロック協議会	政党	3,000,000	通信費	63,882
日本林業の政策を推進する政治連盟	政治団体	100,000	交通費	60,280
			印刷費	2,696,505
			広告費	1,792,807
			文具費	15,897
			食糧費	159,309
			宿泊費	257,685
			雑費	411,731
その他の寄附	一件	—		—
その他の収入		—		—
今回計		11,270,000	今回計	6,675,345
前回計		—	前回計	—
総計		11,270,000	総計	6,675,345

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	—
ビラの作成	—
ポスターの作成	—
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	—
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	—
個人演説会の立札及び看板の類の作成	—
計	—

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	—
ビラの作成	—
ポスターの作成	—
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	—
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	—
個人演説会の立札及び看板の類の作成	—
計	—

報告書受理年月日

平成22年7月23日

第1回報告分

報告書受理年月日

平成22年7月23日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 42,842,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	菅野 哲雄	候補者届出政党 又は所属党派	社会民主党	期間 7月27日から 第2回分 7月27日まで
出納責任者氏名	田山 英次			

収入		支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)	人件費 家屋費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 宿泊費 雑費	円
その他の寄附	一件		12,445
その他の収入	—		—
今回計	0		12,445
前回計	11,270,000		6,675,345
総計	11,270,000		6,687,790

報告書受理年月日 平成22年8月4日 第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 42,842,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	菊地 文博	候補者届出政党 又は所属党派	みんなの党	期間 5月28日から 第1回分 7月26日まで
出納責任者氏名	野口 加代子			

収入		支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)	人件費 家屋費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 宿泊費 雑費	円
尾形 和優	会社役員 30,000 円		481,578
笹川 和男	会社役員 50,000		250,483
伊沢 貞夫	会社役員 100,000		231,095
増田 芳雄	会社役員 30,000		78,473
小野 仁	会社役員 30,000		42,050
三宮まさみ	無職 30,000		4,534,211
斉藤 晋	会社役員 30,000		471,098
清野 信	自営業 300,000		29,703
阿部 新康	会社役員 300,000		147,700
榎 弘史	自営業 50,000		30,975
片平 善大	会社役員 30,000		561,896
斎藤 義広	自営業 300,000		
末屋 保弘	会社役員 150,000		
野口 弘	会社役員 300,000		
海谷 弘	会社役員 100,000		
その他の寄附	32件 236,700		
その他の収入	2,500,000		7,288,844
今回計	4,566,700		—
前回計	—		—
総計	4,566,700		7,288,844

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常業書の作成	299,250
	ビラの作成	976,500
	ポスターの作成	1,421,696
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	77,242
	計	3,137,044

報告書受理年月日 平成22年7月26日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 42,842,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	菊地文博	候補者届出政党 文正選挙区所属党派	みんなの党
出納責任者氏名	野口加代子		期間 7月27日から 第2回分 7月30日まで

収入		支出	
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額)	円	人件費	116,475 円
		集合同場費	-
		選挙事務所費	-
		通信費	-
		印刷費	-
		広告費	-
		文具費	-
		食糧費	-
		宿泊費	-
		雑費	32,825
その他の寄附	-		
その他の収入	-		
今回計	0	今回計	149,300
前回計	4,566,700	前回計	7,288,844
総計	4,566,700	総計	7,438,144

報告書受理年月日	平成22年7月30日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 42,842,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	熊谷大	候補者届出政党 文正選挙区所属党派	自由民主党
出納責任者氏名	三塚俊弘		期間 5月28日から 第1回分 7月21日まで

収入		支出	
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額)	円	人件費	1,671,800 円
		集合同場費	1,884,717
		選挙事務所費	1,717,382
		通信費	167,325
		印刷費	1,084,260
		広告費	465,320
		文具費	2,722,840
		食糧費	982,580
		宿泊費	487,089
		雑費	262,993
			156,000
			1,972,464
その他の寄附	3件 20,000		
その他の収入	4,500,000		
今回計	9,550,000	今回計	11,660,063
前回計	-	前回計	-
総計	9,550,000	総計	11,660,063

項目	金額
選挙運動用通常集書作成	343,900
ビラの作成	969,500
ポスターの作成	1,409,440
選挙事務所立札及び看板の作成	160,164
選挙運動用自動車等の立札及び看板の作成	202,192
個人演説会の立札及び看板の作成	193,105
計	3,278,301

報告書受理年月日	平成22年7月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 42,842,900 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	熊谷 大	候補者前出政党又は所属党派	自由民主党	期間	8月17日から第2回分8月23日まで
出納責任者氏名	三塚 俊弘				

収入		支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)	人件費	1 円
		家屋費	—
	— 円	選挙事務所費	—
		集合会場費	—
		通信費	169,087
		交通費	—
		印刷費	—
		広告費	—
		文具費	—
		食糧費	—
		宿泊費	—
		雑費	73,006
その他の寄附 一件	—		
その他の収入	—		
今回計	0	今回計	242,093
前回計	9,550,000	前回計	11,660,063
総計	9,550,000	総計	11,902,156

報告書受理年月日 平成22年8月23日 第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 42,842,900 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	桜井 充	候補者前出政党又は所属党派	民主党	期間	4月27日から第1回分7月26日まで
出納責任者氏名	三浦 徳雄				

収入		支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)	人件費	1,379,500 円
		家屋費	2,129,577
		選挙事務所費	1,708,919
	11,700,000 円	集合会場費	420,658
民主党本部	政党	通信費	219,957
	5,000,000	交通費	1,276,078
		印刷費	2,480,400
		広告費	2,122,349
		文具費	191,700
		食糧費	853,143
		宿泊費	485,345
		雑費	2,924,254
その他の寄附 一件	—		
その他の収入	93,449		
今回計	16,793,449	今回計	14,062,303
前回計	—	前回計	—
総計	16,793,449	総計	14,062,303

報告書受理年月日 平成22年7月26日 第1回報告分

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	343,900
ビラの作成	976,500
ポスターの作成	1,160,000
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	159,000
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,000
個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,000
計	3,034,400

支出のうち公費負担相当額

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 42,842,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	桜井 充	候補者届出政党 又は所属党派	民主党	7月27日から 第2回分 期間 8月4日まで
出納責任者氏名	三浦 徳雄			

収入		支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)	人件費	家屋費
	— 円	選挙事務所費	—
		集会会場費	—
		通信費	251,912
		交通費	57,020
		印刷費	—
		広告費	—
		文具費	—
		食糧費	—
		宿泊費	—
		雑費	535,581
その他の寄附	—		
その他の収入	—		
今回計	0	今回計	844,513
前回計	16,793,449	前回計	14,062,303
総計	16,793,449	総計	14,906,816

報告書受理年月日	平成22年8月4日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 42,842,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	桜井 充	候補者届出政党 又は所属党派	民主党	8月31日から 第3回分 期間 9月2日まで
出納責任者氏名	三浦 徳雄			

収入		支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)	人件費	家屋費
	— 円	選挙事務所費	—
		集会会場費	55,000
		通信費	112,615
		交通費	—
		印刷費	389,775
		広告費	—
		文具費	—
		食糧費	—
		宿泊費	—
		雑費	49,488
その他の寄附	—		
その他の収入	—		
今回計	0	今回計	606,878
前回計	16,793,449	前回計	14,906,816
総計	16,793,449	総計	15,513,694

報告書受理年月日	平成22年9月7日	第3回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 42,842,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	村上善昭	候補者党派 又は所属党派	幸福実現党	6月15日から 第1回分 期間 7月10日まで
出納責任者氏名	村上善昭			

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出	金額
幸福実現党仙台後援会	政治団体	6,191,248 円	人件費	178,200 円
幸福実現党	政治団体	487,529	家屋費	27,150
			選挙事務所費	27,000
			集会会場費	150
			通信費	79,530
			交通費	82,403
			印刷費	1,740,361
			広告費	1,028,346
			文具費	3,392
			食糧費	1,576
			宿泊費	-
			雑費	13,734

その他の寄附

その他の収入	一件	-	今回計	3,154,692
今回計		6,678,777	前回計	-
前回計		-	総計	6,678,777
総計		6,678,777		3,154,692

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常業書の作成	金額	-
	ビラの作成		-
	ポスターの作成		-
	選挙事務所 の立札及び看板の類の作成		-
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		-
	個人演説会の立札及び看板の類の作成		-
	計		-

報告書受理年月日	平成22年7月22日	第1回報告分
----------	------------	--------

○宮選管告示第四百四号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十二年十二月二十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。
別表第三大崎、加美、遠田の項中、「大崎、」を「栗原、大崎、」に改め、同表栗原の項及び登米の項を削り、同表石巻・牡鹿、東松島の項中、「東松島」を「登米、東松島」に改め、同表気仙沼、本吉の項中、「本吉」を「・本吉」に改める。

附則

- 1 この告示は、平成二十二年十二月二十八日から施行する。
- 2 この告示による改正後の宮城県公職選挙執行規程別表第三の規定は、平成二十二年十二月二十八日以後にその期日を告示される県議会議員の一般選挙について適用し、同日前にその期日を告示される県議会議員の選挙については、なお従前の例による。

人事委員会

人事委員会規則七・十六(給料の調整額)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

○人事委員会規則七・十六・四十

人事委員会規則七・十六(給料の調整額)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・十六(給料の調整額)の一部を次のように改正する。

別表第一特別支援学校(市町村立の特別支援学校を含む。)の項及び県立の中学校並びに市町村立の小学校及び中学校の項中、「一・五」を「一・二五」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・十八・四十九

人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同項中「規定により給与が減せられて支給される職員に支給する」を「表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員を除く。)(のうち、その職務の級が給与条
例附則第二十九項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者)(以下この項において「特定職員」という。)(の五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に関する読替え)
- 2 平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に対する改正後の人事委員会規則七・十八(管理職手当)附則第二項の規定の適用については、同項中「五十五歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは「人事委員会規則七・十八・四十九(人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則)の施行の日」と、「五十五歳に達した日後における最初の四月一日後」とあるのは「同日後」とする。

人事委員会規則七・十八・三十六(人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・十八・五十

人事委員会規則七・十八・三十六(人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・十八・三十六(人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第一条の規定による管理職手当(給与条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される)」を「第二条の規定による管理職手当(人事委員会規則七・十八(管理職手当)附則第二項の規定が適用される)」に、「人事委員会規則七・十八(管理職手当)附則第二項」を「同項」に、「同条の規定による管理職手当(給与条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される)」を「同条の規定による管理職手当(同項の規定が適用される)」に、「額(給与条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される)」を「額(同項の規定が適用される)」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七・七十八(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・七十八・十四

人事委員会規則七・七十八(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・七十八(義務教育等教員特別手当)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 教育職給料表(〇)の適用を受ける者(第三条関係)

職員の区分	職務の級				
	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
1 から 4 まで	円 2,000	円 2,100	円 3,500	円 4,200	円 6,800
5 から 8 まで	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
9 から 12 まで	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100

13から16まで	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
17から20まで	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
21から24まで	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
25から28まで	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
29から32まで	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
33から36まで	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
37から40まで	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
41から44まで	3,100	3,500	5,400	6,000	8,000
45から48まで	3,200	3,700	5,600	6,100	
49から52まで	3,300	3,800	5,700	6,300	
53から56まで	3,400	4,100	5,800	6,400	
57から60まで	3,500	4,300	6,000	6,600	
61から64まで	3,600	4,500	6,100	6,800	
65から68まで	3,700	4,800	6,300	6,900	
再任用職	69から72まで	3,800	4,900	6,400	7,000
73から76まで	3,900	5,100	6,500	7,100	
職員等以外	77から80まで	4,000	5,300	6,700	7,200
81から84まで	4,100	5,400	6,800	7,300	
85から88まで	4,100	5,500	6,900	7,400	
89から92まで	4,200	5,600	6,900	7,500	
93から96まで	4,300	5,800	7,000	7,500	
97から100まで	4,400	5,900	7,200		
101から104まで	4,400	6,100	7,200		
105から108まで	4,500	6,200	7,200		
109から112まで	4,500	6,300	7,300		
113から116まで	4,600	6,400			
117から120まで	4,700	6,500			
121から124まで	4,700	6,600			
125から128まで	4,800	6,700			
129から132まで		6,800			

133から136まで	6,900				
137から140まで	6,900				
141から144まで	6,900				
145から148まで	7,000				
149から152まで	7,100				
153から156まで	7,200				
157から160まで	7,300				
161	7,300				
再任用職員等	3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第二 教育職給料表(→)の適用を受ける者(第三条関係)

職員の区分	職務の級				
	1級	2級	特2級	3級	4級
1から4まで	2,000円	2,500円	3,500円	5,100円	6,800円
5から8まで	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
9から12まで	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
13から16まで	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
17から20まで	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
21から24まで	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
25から28まで	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
29から32まで	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
33から36まで	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
37から40まで	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
41から44まで	3,100	4,100	5,400	6,600	
45から48まで	3,200	4,300	5,600	6,800	
49から52まで	3,300	4,500	5,700	6,900	
53から56まで	3,400	4,800	5,800	7,000	
57から60まで	3,500	4,900	6,000	7,100	
61から64まで	3,600	5,100	6,100	7,200	

再任	65から68まで	3,700	5,300	6,300	7,300	6,400
用職	69から72まで	3,800	5,400	6,400	7,400	
員等	73から76まで	3,900	5,500	6,500	7,500	
以外	77から80まで	4,000	5,600	6,700	7,500	
の職	81から84まで	4,100	5,800	6,800		
員	85から88まで	4,100	5,900	6,900		
	89から92まで	4,200	6,100	6,900		
	93から96まで	4,300	6,200	7,000		
	97から100まで	4,400	6,300	7,200		
	101から104まで	4,400	6,400	7,200		
	105から108まで	4,500	6,500	7,200		
	109から112まで	4,500	6,600	7,300		
	113から116まで	4,600	6,700			
	117から120まで	4,700	6,800			
	121から124まで	4,700	6,900			
	125から128まで	4,800	6,900			
	129から132まで	4,900	6,900			
	133から136まで	4,900	7,000			
	137から140まで	4,900	7,100			
	141から144まで	5,000	7,200			
	145から148まで	5,100	7,300			
	149から152まで	5,100	7,300			
	153	5,100				
		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

附 則
この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

人事委員会規則十二・〇（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

〇人事委員会規則十二・〇・四

人事委員会規則十二・〇（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十二年宮城県条例第六号）に基づき、人事委員会規則十二・〇（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「の特例」を削り、同条第一項を次のように改める。

一般の派遣職員（外国派遣条例第四条第一項に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。）に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに百分の百以内を乗じて得た額とする。

第四条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「月額」を「年額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合を決定するに当たっては、決定された支給割合により支給されることとなる給与の年額が、外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じ

た額（派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあつては、外務公務員俸給等相当年額）を
超えてはならない。

3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たつては、次に定めるところによるものとする。

一 一般の派遣職員が、給与条例第五条第五項の規定により標準号俸数（同条第六項に規定する規
則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る成績率となる号俸数をいう。）を昇給するもの
と、当該一般の派遣職員に係る成績率（規則七・十五（勤勉手当）第六条に規定する成績率をい
う。）は、同条第一号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定
めるものとする。

二 一般の派遣職員に、給与条例附則第二十九項の規定及び同項の規定により給与が減せられて支
給される職員の給与の額を調整する規定の適用があるものとする。

第四条に次の一項を加える。

8 第一項、第六項及び前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、百分の一未満の
端数があつてはならないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

（改正条例附則第二項の規則で定める職員）

2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（平
成二十二年宮城県条例第六十八号。以下「改正条例」という。）附則第二項の規則で定める職員は、
改正条例の施行の日以後に人事委員会が特に給与の額の計算の基礎となる支給割合を変更する必
要があると認めた職員とする。

（改正条例附則第三項の規則で定める職員）

3 改正条例附則第二項の規則で定める職員は、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日以
後に人事委員会が特に給与の額の計算の基礎となる支給割合を変更する必要があると認めた職員と
する。

（給与の額の計算）

4 前二項のいずれかに該当した職員の給与は、人事委員会が適当と認める日を当該職員の派遣の日
とみなして改正後の規則十二・〇（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関
する規則）第四条第一項から第五項までの規定を適用して得た額とする。

○人事委員会告示第十一号

人事委員会は、人事委員会規則二・二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、昭

和六十三年人事委員会告示第一号（人事委員会の権限（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職
員の処遇等に関する規則）の一部委任）の一部を次のように改正した。

平成二十二年十二月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊 一

一 二の(五)中「第五条」を「第六条」に改め、同(五)を同(六)とし、同(五)中「第四条」を「第五条」に改
め、同(五)を同(六)とし、同(六)の次に次のように加える。

④ 規則十二・〇第四条第三項第一号に規定する人事委員会が定めることとされている事項につ
き定めること。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十三年一月一日

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により、包括外部監査人を行った平
成20年度の包括外部監査の結果に基づき、同法第252条の38第6項の規定により宮城県知事から措置
を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成22年12月28日

宮城県監査委員 内 海 太
宮城県監査委員 佐々木 敏 克
宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

第1 監査結果の報告

平成20年度の包括外部監査の結果（県立病院の財務事務の執行および事業の管理運営につ
いて）については、平成21年3月23日に包括外部監査人から報告があり、同年4月24日付けで公表
した。

第2 通知のあつた日

平成22年11月4日

第3 包括外部監査の結果に基づき又は結果を参考として講じた措置

・ 監査の結果と意見（各論） A. 病院共通事項および全般的事項 < 1 > 未収金管理

<p>番号</p> <p>項目</p>	<p>監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査 結果報告書のページ)</p>	<p>措置の内容</p>
<p>1</p> <p>4 滞納者への諸 証明書等の交付 停止に関する規 定の見直し(結 果)</p>	<p>宮城県病院事業未収金取扱要領 では、退院時の一部負担金(診療 報酬の患者負担分)の未納があつ たときは、その精算を待つて諸証 明書、各種診断書等を交付すると されているが、遵守されていない。 滞納者の中には金銭的には支払う ことが可能であるにもかかわらず 滞納しているケースも考えられ、 画一的に交付することには問題が ある。金銭的問題により支払がで きない場合など、やむを得ないと 認められた場合に限って交付するこ とができるように規定を改訂した上 で、規定を遵守すべきである。 (P116)</p>	<p>宮城県病院事業未収金取扱要領 の規定を改訂することとした。改 訂内容については、平成22年度の 医事業務検討部会において、地方 独立行政法人への移行に向けた宮 城県病院事業未収金取扱要領全体 の見直しの中で引き続き検討する こととした。</p>
<p>2</p> <p>6 所在不明者に 関する公示送達 の規定改訂(結 果)</p>	<p>病院の診療債権は私法上の債権 であり、民事訴訟法第110条によ る法的措置を行うこととなるの で、所在不明者に関する公示送達 の手續を定めている宮城県病院事 業未収金取扱要領は不適切であ る。必要に応じて法的措置を実施 するように規定を改訂すべきであ る。 (P117)</p>	<p>平成21年度に、県立3病院の医事 業務担当者からなる医事業務検討 部会において検討した結果、規定 を改訂することとした。改訂内容 については、平成22年度の医事業 務検討部会において、地方独立行 政法人への移行に向けた宮城県病 院事業未収金取扱要領全体の見直 しの中で、引き続き検討すること とした。</p>
<p>3</p> <p>8 連帯保証人へ の督促等の実施 (結果)</p>	<p>① 宮城県病院事業未収金取扱要 領では、納入誓約書を徴した債 務者が納期限までに納入しない ときは、連帯保証人に対して未 納診療費債務の履行協力依頼書 を送付などし、債務者への納入 督促を依頼するとともに、状況 に応じて連帯保証人にも納入交 渉を行うなどとするほか、債務者</p>	<p>① 平成21年度に、県立3病院の 医事業務担当者からなる医事業 務検討部会において検討した結 果、連帯保証人に対する未納診 療費債務の履行協力依頼書の発 行を徹底することとした。</p>

	<p>及び連帯保証人の資産状況を調 査することとされているが、現 状では連帯保証人に対して口頭 での協力依頼にとどまり、履行 協力依頼書は発行していない。 連帯保証人の協力をより実効あ るものとするため、規定どおり に書面で依頼すべきである。</p> <p>② 債務者等の資産状況の調査は まったく実施していない。調査 については、必ずしも該当する 条件について実施することは効 率的ではないが、例えば、未納 の未収金が一定額以上で、かつ 一定の資産が認められる場合に は、規定どおり資産の状況を調 査することは検討の余地がある ものと考ええる。なお、「必要に 応じて実施」等のように実施す ることが現実的で、そのように規 定を改訂することが望まれる。 (P118)</p>	<p>② 平成21年度に、県立3病院の 医事業務担当者からなる医事業 務検討部会において検討した結 果、規定を改訂することとした。 改訂内容については、平成22年 度の医事業務検討部会におい て、地方独立行政法人への移行 に向けた宮城県病院事業未収金 取扱要領全体の見直しの中で、 引き続き検討することとした。</p>
--	---	---

・ 監査の結果と意見(各論) A. 病院共通事項および全般的事項 <6> 委託管理

<p>番号</p> <p>項目</p>	<p>① リネン関係運 搬業務と寝具病 衣賃借及び洗濯 業務に関する入 札の一体化(意 見)</p>	<p>監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査 結果報告書のページ)</p> <p>がんセンターでは、当初から、 寝具病衣賃借及び洗濯業務の指名 競争入札落札業者に、リネン関係 運搬業務を随意契約で委託するこ とにしていたものであり、リネン 関係運搬業務は寝具病衣賃借及び 洗濯業務に含めて入札すべきで あったと考えられる。これら二つ の業務をまとめて一つの業務とし て入札することにより、合計の委 託額を引き下げることが可能では</p>	<p>措置の内容</p> <p>当該業務については、指名競争 入札により一つの業務として契約 した。</p>
---------------------	--	--	--

	<p>2 委託業務の契約期間 (3) 契約期間が2年の委託業務(規定違反なし)(意見)</p>	<p>設備維持業務の中に契約期間が2年のものがあり、運用指針によれば問題はないが、契約期間をより長期にすることによって、委託額がより安価になると期待されるのであるから、3年に統一することが望ましい。(P145)</p>	<p>設備維持業務については、原則として3年とすることとした。</p>
<p>3 不適切な随意契約理由(結果) (3) がんセンター</p>	<p>① リネン関係運搬業務 (3) 現時点では当業務は随意契約であり、寝具病衣賃借及び洗濯業務は指名競争入札とになっている。寝具病衣賃借及び洗濯業務と一体的に行うことにより効果的、効率的に遂行することができるといふことが随意契約理由であるとすれば、寝具病衣賃借及び洗濯業務と一体化して指名又は一般競争入札をすべきであり、この随意契約理由は論理性を持っていない。随意契約理由が正しいものであるとすれば、寝具病衣賃借及び洗濯業務と一体化させて競争入札すべきである。</p>	<p>③ 優秀な医療ソーシャルワーカーを安定供給できるとして随意契約をしたにもかかわらず、当協会は派遣社員の退職後、ほかの者を派遣することができず、契約期限の1か月前に派遣契約を破棄している。このことは随意契約理由にかしがあつたと考えられ、当協会との契約でなくとも問</p>	<p>③ 当該業務については、指名競争入札により一つの業務として契約した。</p>

<p>監査の結果と意見(各論) B. 循環器・呼吸器病センター <1>未収金管理</p>	
<p>番号 項目</p> <p>1 2 オーダーリソングシステムの改修(意見)</p>	<p>監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査結果報告書のページ)</p> <p>オーダーリソングシステムは、各種の検査項目などのデータが対象外のため、これらのデータは伝票に基づいて医事会計システムに手作業で入力しているが、検証作業を行っていないため、請求漏れや過小請求が生じている可能性がある。抜本的に改善するためには、手作業での入力が必要となるオーダーリソングシステムに改修すべきである。(P178)</p>
<p>2 11 処方せんの保管とデータ管理(意見)</p>	<p>薬剤の処方、服薬管理、請求の事務処理の流れとして、医師が必要な薬剤について処方せんデータとしてオーダーリソングシステムに入力を行い、同時に医師が服薬指示・管理表(薬歴簿)を記入する場合、両者ともに主要な内容はどの種類の薬剤をどれだけの用量を服用するかということであり、共通する内容になっている。同じ内容のデータをシステムに入力し手書きの書類にも記入するということは、作業を二重に行っており、誤りが発生する可能性が大きくな</p>
<p>平成22年度内に、原則として作業が二重にならないようなオーダーリソングシステムを導入することとした。</p>	

。これらは1度の入力によりそのデータを両方の書類に利用することを検討すべきであり、具体的には、現在のオーダーリングシステムを改良し処方せんと服薬指示・管理表（薬層簿）の両方に必要なデータを入力できる入力画面を作り、ここに入力されたデータを処方せんの様式と服薬指示・管理表（薬層簿）の両方の様式に出力できるように検討すべきである。（P188）

・ 監査の結果と意見（各論） B．循環器・呼吸器病センター < 3 > たな卸し資産管理

番号	項目	監査の結果及び意見 （Pは平成20年度包括外部監査結果報告書のページ）	措置の内容
1	2 薬品使用効率の異常値の検討（意見）	投薬分と注射分の正しい薬品使用効率を把握できるように、医事会計システムを早期に改修する必要がある。（P196）	平成22年度内に、投薬分と注射分の薬品使用効率を区分して把握できる機能のある医事会計システムを導入することとした。

・ 監査の結果と意見（各論） B．循環器・呼吸器病センター < 7 > IT管理

番号	項目	監査の結果及び意見 （Pは平成20年度包括外部監査結果報告書のページ）	措置の内容
1	1 ITセキュリティの管理（結果） ② パスワードの定期的な変更	当センターでは、各種システムログイン時のパスワードの変更は各自に任ざられており、パスワード変更が徹底される環境ではない。各種システムへのログイン時に使用するパスワードについては、設定した期間内に確実に変更することが必要であり、そのためには、変更していないパスワードを一定日数後に無効化するようにシステムを変更すべきである。（P202）	平成22年度内に導入するオーダーリングシステムにおいては、定期的にパスワードを変更する機能を付加することとした。その他のシステムについては、費用対効果を検討の上特に支障がない限り、システム更新時に順次導入することとした。

・ 監査の結果と意見（各論） C．精神医療センター < 1 > 未収金管理

番号	項目	監査の結果及び意見 （Pは平成20年度包括外部監査結果報告書のページ）	措置の内容
1	2 オーダーリングシステムの改修（意見）	オーダーリングシステムは、各種の検査項目データやリハビリテーションセンターのデータ、訪問看護のデータ等が対象のため、これらのデータは伝票に基づいて医事会計システムに手作業で入力しているが、手作業の入力について漏れや誤りがないかの検証作業を行っていないため、請求漏れや過小請求が生じている可能性がある。抜本的に改善するためには、手作業での入力が不要となるオーダーリングシステムに改修すべきである。（P207）	平成22年度内に、原則として手作業入力が不要となるオーダーリングシステムを導入することとした。

・ 監査の結果と意見（各論） C．精神医療センター < 4 > たな卸し資産管理

番号	項目	監査の結果及び意見 （Pは平成20年度包括外部監査結果報告書のページ）	措置の内容
1	1 医薬品の在庫管理（結果）	薬剤管理システムにおいては、帳簿上のあるべき在庫数量を適時に把握できる状況にはなっており、たな卸し減耗数量の把握ができていない。改善方法としては、医薬品の在庫管理システムを新規に購入し、入庫数量、払出数量及び在庫数量を管理することが考えられる。又は、薬品管理システムとオーダーリングシステム及び手書きの払出し伝票からあるべき在庫数量を算出し、帳簿在庫と実在庫との差額を把握することも考えられるが、総額での確認であるため、大きな差額が発生した時にはその内容把握に十分留意する必要がある。	平成22年度内に、薬剤管理に関するシステム機能のあるオーダーリングシステムを導入することとした。

る。(P219)

・ 監査の結果と意見(各論) C. 精神医療センター <7> 委託管理

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	1 汚水処理施設維持管理業務における委託契約履行違反(結果)	① 仕様書において放流水水質検査を年4回行うことが指示されているが、2回については実施報告書が保管されていなかった。実施報告書の入手を失念したとのことであるが、委託業者が適正に業務を遂行しているか否かの確認を怠っていると言わざるを得ない。委託業者が仕様書に基づいて適正に業務を実施したか否かを確認するとともに、業務実施報告書をすべて入手すべきである。 ② 残りの1回は委託業者が実施しなかったことであり、委託契約違反で、当センターも委託業者の契約違反を見逃していたことは明らかである。業務を実施していない1回分の水質検査に係る委託額概算25千円を減額すべきであり、当センターは返還請求する必要がある。(P222)	①② 今後は、業務実施報告書を必ず入手し、委託業者が適正に業務を実施したか否かを確認することとした。 なお、委託業者に対して、年4回の水質検査の履行状況について再度確認を行った結果、1回分の履行が確認できなかったことから、委託業者と協議の上、返還請求を行い、平成22年4月に返還を受けた。

・ 監査の結果と意見(各論) C. 精神医療センター <8> IT管理

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	1 ITセキュリティの管理(結果) ② パスワード	当センターでは、各種システムログイン時のパスワードの変更は各自に任せられており、パスワード変更が徹底される環境ではない。	平成22年度に導入するオンラインシステムにおいては、定期的に変更する機能にパスワードを追加することとした。その他のシステム

の定期的な変更

各種システムへのログイン時に使用するパスワードについては、設定した期間内に確実に変更することが必要であり、そのためには、変更していないパスワードを一定日数後に無効化するようシステムを変更すべきである。(P225)

システムについては、費用対効果を検討の上、特に支障がない限り、システム更新時に順次導入することとした。

・ 監査の結果と意見(各論) D. がんセンター <5> 出納管理

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
3	3 金庫のダイヤルナンバーの定期的な変更(意見)	現金、通帳、公印等を保管している金庫の施設は、ダイヤルと鍵穴の併用式であるが、ダイヤルナンバーについては過去から変更していない。金庫には現金、預金通帳、公印といった資産が保管されており、盗難や公印の不正利用を防止するために、ダイヤルナンバーは定期的に変更すべきである。(P239)	平成21年度から、ダイヤルナンバーの定期的な変更等、セキュリティ対策の強化を図っている。

・ 監査の結果と意見(各論) D. がんセンター <8> その他の管理

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
2	2 カルテ保管状態(意見)	カルテ保管室を实地調査したところ、設立以来のカルテをすべて保管しているため、空きスペースがない状態であった。退院患者用のカルテについては別途カルテ保管室の近くの倉庫に移動しているが、その倉庫も満杯の状況である。早急に法律的に保存不要のカルテの焼却廃棄を行い、カルテ管理の効率化を図る必要がある。(P247)	X線写真の保存期間を10年から5年に短縮することとし、平成21年度にカルテ庫の整理を行った。今後も定期的なカルテの整理を行い、効率的な管理に努めていくこととした。

○宮城県監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により、包括外部監査人が行った平成21年度の包括外部監査の結果に基づき、同法第252条の38第6項の規定により宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年12月28日

宮城県監査委員	内海	太
宮城県監査委員	佐々木	克
宮城県監査委員	遊佐	勘左衛門
宮城県監査委員	工藤	鏡子

第1 監査結果の報告

平成21年度の包括外部監査の結果（県税の賦課徴収事務について）については、平成22年3月29日に包括外部監査人から報告があり、同年4月20日付けで公表した。

第2 通知のあった日

平成22年11月4日

第3 包括外部監査の結果に基づき又は結果を参考として講じた措置

1. 法人二税（法人県民税及び法人事業税） ③ 指摘又は意見 ① 申告内容の正確性と網羅性の確保について

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成21年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	所得金額調査書の利用状況【指摘1】	<p>往査した各県税事務所における所得金額調査書の利用状況は一概ではなく、県税事務所によって相違がみられた。所得金額調査書が作成される目的は、申告内容の正確性と申告法人の網羅性を確保することにありと考えられ、そのために積極的に利用されることが求められているものである。県税事務所の申告窓口で申告書を受領する時には、形式的なチェックはなされているが、実質的な部分については、税務総合管理システムを通して出力された所得金額調査</p>	<p>所得金額調査書については、全県で統一的な事務処理を行うため、平成22年度に基本となる取扱いを定め県税事務所に周知するとともに、職員研修等の機会を通じて担当職員の認識を深めていくことにより活用を図ることとした。</p> <p>また、国税当局との連携については、地方税法第63条及び同法2条の49の2において、都道府県における法人税に関する書類の閲覧又は記録について規定されているところであり、改めて、国税当局</p>

書を十分にフォローすることでチェックされることになる。エラーメッセージの区分ごとに国税資料を調査し、その結果に基づき是認、更正、決定、県の税務総合管理システムへの入力、申告しようなどの対応を行い、また、賦課保留された法人についてはフォローを実施し、課税漏れにつながっていないかを常時監視する必要がある。これらが十分に行われて、はじめて県税が適正に確保されたといえることができる。その点で利用状況が不十分な県税事務所においては、改善措置を講ずる必要がある。

さらに、管轄税務署における国税資料の収集の点で調査を実施しにくい状況にある県税事務所もあるため、国税当局との連携の問題として考えるべき事項もある。

そして、最後に所得金額調査書の利用に対する税務職員の認識の問題も検討されるべきである。すなわち、エラーメッセージの区分がどのような状態にあることを意味し、何を調査し、どのように対応すべきかが明確になっていない県税事務所がある。一方、担当者ペーエスで手順書を作成し網羅的にエラーを解消している県税事務所もあり、非常に有効な方法と思われる。

このように、収入率の改善に寄与すると思われる所得金額調査書の利用方法に関する理解の浸透と調査等の徹底について、県は一層の配慮を用い、全県統一的な事務処理が行われるよう改善すべきである。(P45)

に対して法人税に関する書類の閲覧又は記録について協力を求めていくこととした。

なお、税務署と個別に協議を行い、今後は県の要望に沿った資料収集が行えるよう調整した県税事務所もある。

<p>2 事務処理ガイドライン等の作成 【意見1】</p>	<p>法人二税の課税事務について、税務総合管理システムへ申告データを入力するところまでは、時系列に沿って事務的に作業を進める部分であるが、その後の課税標準等の調査と税額の確定は、個別、具体的に専門性を発揮して遂行されなければならない事務処理である。この部分については、「自主決定法人の調査要領」と「外形調査マニュアル」の2つの規範はあるが、それ以外に作業手順等を示したものはないようである。課税事務を担当する職員としては、何を目的として、いつ、どのように行うべきなのかが、具体的に文書で、又は視覚的に認識できることで有用である。新たに配属された職員にとっては、なすべきことが明確になっていないことは執務時間の短縮につながり、また、事務の正確性を確保する上でも有益である。以上から、前項の所得金額調査書に関するガイドライン等の作成を検討すべきである。(P48)</p>	<p>平成22年度に課税標準の調査と税額の確定やその作業手順など、所得金額調査書に関する事務処理の取扱いを定め、所得金額調査書の利活用を図ることとした。</p>
-----------------------------------	---	--

1. 法人二税（法人県民税及び法人事業税） ③ 指摘又は意見 ② 自主決定法人について

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成21年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	<p>収入金課税法人に対する調査の実施 【指摘2】</p>	<p>電気供給事業者4社のうち2社については平成21年度において調査が実施された。D社は収入金課税、分割基準、所得課税の3項目について実施したが、H社については外形標準課税部分のみが調査対象となっており、収入金課税と分割基準に関</p>	<p>今後の調査においては、外形標準課税だけではなく、収入金課税と分割基準についても併せて実施することとした。</p>

<p>2 収入金課税法人に対する調査実施体制 【意見2】</p>	<p>調査過程においては課税標準とすべき収入金額の判定、経費の按分、区分経理など、地方税法や同施行令、同取扱通知、県税条例などに規定されたチェック項目が数多くあり、調査には高度な専門性、あるいは熟練が求められる。現在、収入金課税法人に対する調査の時期や手法は各県税事務所の判断に任せられているが、県全体でも対</p>	<p>収入金課税法人の調査では、所得課税等部分と収入金課税部分が適正に区分されているか、収入金額から控除する金額は適正であるかが主な確認内容となるが、この点に関しては「自主決定法人の調査要領」が作成されていることから、一定の調査レベルが確保されており、現行の調査実施体制で対応可能であると考えている。</p>
<p>1. 法人二税（法人県民税及び法人事業税） ③ 指摘又は意見 ② 自主決定法人について</p>	<p>しては調査の対象外とされている。調査が実施されていないE社は、宮城県内には本社機能があるだけなので、分割された課税標準が極めて少額なため、調査の必要性が認められなかったものである。カ又供給事業者については対象5社のうち、S社は平成19年度に、I社は平成20年度に、L社は平成21年に調査が実施されたが、L社は電気供給事業者であるH社と同様に、外形標準課税部分のみが調査対象で、収入金課税と分割基準に関しては調査が行われなかった。未だに調査が実施されていないF社とO社のうち、O社は平成19年度に事業開始したばかりなので、調査の機会は今後にある。H社とL社は過去の調査記録がないため、今まで実施したことがあるのが不明であり、平成21年度の調査は実質的に初めての調査といえる。この調査が外形標準課税の調査目的であったにせよ、収入金課税と分割基準についても併せて実施すべきであった。</p>	<p>平成22年度中にF社の調査実施計画を策定することとした。</p>

	<p>象法人数は少ないこと、内容が複雑であることから、税務課組織の中に専任者を置き、そこで集中的に調査を実施した方が、調査レベルの統一が図られ、慣れない県税事務所担当者による不効率を回避できるものと考えられる。現行の調査実施体制の場合には、税務課において調査未実施の法人をなくすような目配りが必要である。(P 51)</p>	<p>今後は、税務課において収入金課税法人に対する調査状況を把握するため、県税事務所に対して調査の進捗状況について定期的に報告を求めていくこととした。</p>
<p>3 医療法人等に関する所得金額の確認 【指摘 3】</p>	<p>自主決定法人の中で最も法人数が多い医療法人等の所得金額の確認状況について、いくつかの県税事務所を訪問して監査した結果、損益計算書や雑収入の内訳書などの添付書類なし、追加資料の未徴求、添付書類との照合・確認作業未実施の問題が検出されているので改善が必要である。(P 52)</p>	<p>医療法人等の損益計算書や雑収入の内訳書の書類未添付等、所得金額の確認作業における問題については、問題が検出された県税事務所に対して厳重注意するとともに再発防止策を講じるよう指示した。 なお、他の県税事務所に対しても注意喚起した。</p>
<p>4 医療法人等の調査方法に関する規定 【意見 3】</p>	<p>イ 県の規定「自主決定法人の調査要領について」によれば、簡易調査ができる場合は限定されており、これらはどちらかといえば例外的なケースで、普通に運営している医療法人等はすべて一般調査(実地調査)の対象という解釈になる。一般調査の方法とは、医療法人に出向いて帳簿等を閲覧し「医療法人等に係る所得金額の計算書」に記載されている金額の裏付けを確かめることと考えられる。しかし、そもそも医療法人にとつては国税に対する所得申告が第一義的に存在し、それに添付される損益計算書等は、国税当局により厳しいチェックがなされているのであるから、国税に提出され</p>	<p>イ 平成 22 年 3 月 24 日に「自主決定法人の調査要領」を改正し、一般調査(実地調査)の必要性が認められない場合は簡易調査とすることができた。</p>
<p>5 外形標準課税調査と分割基準調査 【意見 4】</p>	<p>ている損益計算書などの数値の整合性を確認することがまずは重要であり、それによって、かなりの程度まで申告の適正性を確保できるものと考えることができると、このように考えると、一般調査はどのような場合に必要となり、それによって何が期待できるのかも改めて検討されなければならない。ルールがあるといっても実施しなければ有名無実であり、必要性和効果が明らかになっていないのであればルールそのものが見直しされる必要がある。</p> <p>□ 医療法人等に関しては、国税資料及び添付書類に依拠する形での検証で足りるものと考えられることから、例外的あるいは特殊なケースにこそ一般調査を実施した方が合理的である。現状の医療法人等に対する調査実施状況からみると、一般調査が実施されている事例はなく、収集した資料に基づいて机上で調査を行う簡易調査ですら、添付書類との照合、計算チェックがなされていないところがあるなどの問題が認められた。したがって、簡易調査を充実させることがまず重要であり、かつ、効果的であると考えられる。そして、それに合わせた県としてのルールの改定を検討することが必要と考える。(P 53)</p>	<p>□ 上記イで記載のとおり「自主決定法人の調査要領」を見直したところであり、その中で簡易調査を充実させたことについても県税事務所へ周知徹底することとした。</p>
	<p>宮城県内の資本金 1 億円未満の分割法人数は、平成 20 年度税務統計書から 1,300 社程度とみられる。これらの法人は従業者数の少ない法人が多く、調査の費用対効果</p>	<p>現在、分割基準の確認については、申告書の受理時及び税務総合管理システムへの申告データ入力時に形式的な確認を行っており、その際、主たる事業種目と分割基</p>

<p>6</p> <p>連結申告法人、 外国に事務所等を 設けて事業を行う 内国法人の調査 【意見5】</p>	<p>考えると調査実施の優先度、あるいは効果が低いという県側の認識があるようであるが、平成17年度から法人事業税の分割基準の見直しが行われていることもあり、誤りのある可能性はある。確かに経済性、効率性を考慮すれば調査範囲を拡げることに慎重になるのは当然のことであるから、最初はその中でも大規模法人、あるいは外形課税調査での指摘事項の分析から、間違いやすい項目や業種に焦点を絞って試験的に調査に着手し、ある程度の調査結果のデータを蓄積してから、今後の調査の要否、方針を検討することも有効ではないかと考える。現在のように調査を実施しないのであれば、実施しないことについての理由を明確にしておく意味でも何らかの根拠資料を持っていることは意味がある。実際に調査した場合にはどのような結果が出るかは分からないことなので、まずは実態を掴むことが必要ではないかと考える。(P55)</p>	<p>準の区分において整合性がとれない場合や分割基準の計算自体誤りがある場合は、その都度法人等に是正を求めているところである。今後は、申告書の形式的な確認において問題があり、その問題が是正又は確認できないものについて分割基準調査を実施することとした。</p>
<p>6</p> <p>連結申告法人、 外国に事務所等を 設けて事業を行う 内国法人の調査 【意見5】</p>	<p>自主決定法人の中でも特殊な例に属すると思われる連結法人と外国に事務所等を設けて事業を行う内国法人の調査に関してヒアリングした結果、ほとんどの県税事務所が該当する法人がないか、若しくは、あまり意識されることはなく、したがって調査も実施していないということであった。外国に事務所等を設けて事業を行う内国法人については、税務統計書の法人税又は所得税の所得金額と異なる金額等に関する調、に記載されている外国の事業に帰属する所得</p>	<p>連結申告法人及び外国に事務所等を設けて事業を行う内国法人の所得金額及び法人税額を確認するため、地方税法の規定に基づき、国税当局に対して法人税に関する書類の閲覧又は記録について協力を求めていくこととした。</p>

	<p>の減算処理を申告している法人はわずかに2法人のみであるから、この調査の必要性を論じるにはあまりに数が少ないといえる。地方税法第72条の41の趣旨に従い県が行うべき調査とは何かという観点からみたとき、連結申告法人の場合は確認を実施している県税事務所があるわけであるから、他の県税事務所においても実施する方向で関係機関への働きかけをすることが必要ではないかと考える。(P57)</p>	
--	---	--

1 法人二徴 法人県民税及び法人事業税) (3) 指摘又は意見 ③ 課税が行われていないケースについて

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成21年度包括外部監査 結果報告書のページ)	措置の内容
1	不申告法人への 対恣 【意見6】	<p>1 不申告法人が4,343件、休業中の法人が2,940件、清算中の法人が1,113件あり、この法人数をいかに減らしていくかが課題である。ただし、休業中の法人と清算中の法人については単に数を減らしていくのではなく、実態判断を厳格に行い、課税の要否を適切に決定していくことが重要である。</p> <p>□ 公益法人等(特定非営利活動法人を含む。)については、まず全納税義務者数を把握する必要がある。その上で、不申告の原因を調査・分析すべきである。</p>	<p>1 所得金額調査書の有効活用等により不申告等法人数の縮減に努めていく。</p> <p>また、休業中の法人や清算中の法人の課税の要否については、国と市町村との三税協力体制の中で情報を共有しながら適切に決定していくこととした。</p> <p>□ 公益法人等に納税義務があるか否かは収益事業の実施状況によって判断され、その収益事業の範囲は法人税法施行令第5条に規定する事業とされており、国税に準拠することとなっている。については、三税協力体制の中で納税義務がある公益法人等</p>

ハ 無届法人については届出のしようをした件数に対して届出された件数は半分に満たず、さらに申告された件数は1割程度でしかない。これは、届出のしようをした件数には納期限が到来していないため申告しようをしていないものが含まれているためであるが、申告された法人二税は49件で17,185千円(1件平均351千円)と、この効果は小さくない。したがって、新規設立法人の把握はもちろん重要であるが、それにも増して届出のしようをしたからの届出件数と申告件数を増やすことにもっと重点をおいて、積極的に取り組むことが必要と考える。

二 不申告法人に対して申告しようとした結果は、処理された件数が913件、法人二税の税額は10,762千円であるから1件平均は12千円と、無届法人の場合に比べるとかなり低い税額である。申告しない法人には、業績不振の会社や実質的に事業廃止している会社が多いものと考えられる。また、税務統計書からみた不申告法人の処理割合は17.4%であるから、まだまだ処理を加速させる余地が残っているものと考えられる。

ホ 休業法人等については、個別に検討を要する事案については当該法人に対する確認作業の履歴、てん末を記録に残し、その結果を分析することが重要である

の数や不申告の状況等実態を把握していくこととした。

ハ 無届法人の届出しよう等については、これまで三税協力体制の中で取り組んできたが、今後は、届出件数の増加につながる新たな取組を検討するなど、届出しよう等積極的に取り組んでいくこととした。

二 不申告法人に対する申告しよう等については、これまで三税協力体制の中で取り組んできたが、今後は、申告件数の増加につながる新たな取組を検討するなど、申告しよう等積極的に取り組んでいくこととした。

ホ 個別に検討を要する休業法人等については、当該法人に対する確認状況を記録し結果を分析しているところであるが、確認作業等が不十分な一部の県税事

務所に対しては周知を徹底していくこととした。

ハ 三税協力体制をより強化し、新規設立法人の補足や不申告法人の一扫を推進するとともに、申告・更正・決定等の割合を高めていくため、各県税務所において所得金額調査書を有効に活用していくこととした。

ト 県の税収確保には、課税面での取組も重要であると認識しており、長期にわたり安定的な税収確保の基礎を構築するため、所得金額調査書の有効活用等に今後とも積極的に取り組んでいく。

ト ここで行った問題は課税事務に係る事柄であり徴収事務に関する対策のような即効性はないかもしれないが、県の税収確保の観点からは課税体制を整備、強化することにより、長期にわたり安定的な税収確保の基礎を構築するという点で極めて重要な意味をもつものと考えられる。(P62)

2. 個人県民税 (2) 指摘又は意見 ① 書類作成・保管上の合理化, 効率化について

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成21年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	個人県民税収入台帳の作成方法	「個人県民税収入台帳」について、県税事務取扱規程様式第51号	個人県民税収入台帳については、税務総合管理システムの機能

<p>【意見 7】</p>	<p>の 2 で定められているとおり、手書きで B 4 版の帳簿を作成している事務所もあつたが、独自に表計算ソフトで作成している事務所、さらには表計算ソフトで作成しなからも手書きの台帳を二重に作成している事務所もみられた。「個人県民税収入台帳」を作成する目的からすると、表計算ソフトで作成して A 4 版の紙で保存することの方が、計算誤りも少なく保管方法としても適している。無駄な労力を省くためにも、各県税事務所で既に作成しているデータを税務課で入手し、最も優れていると思われる様式を決定した上で、すべての県税事務所の統一様式として使用した方が効率的と思われる。(P 74)</p>	<p>で管理している。意見にある様式は補助簿として任意に作成しているものであるが、すべての県税事務所で使用している状況にあることから、様式を統一し平成 22 年 3 月 24 日に各県税事務所あて周知した。</p>
<p>2 個人県民税課税状況報告書の作成方法 【意見 8】</p>	<p>市町村から報告される「個人県民税課税状況報告書」の様式は県税条例施行規則様式第 42 号で定められている。現状では大半の市町村が表計算ソフトで作成しているものの、中には依然として B 4 版の複写式手書様式で作成して提出してきている市町村もある。市町村において年間最低 3 回「個人県民税課税状況報告書」を作成して県税事務所に提出しなければならぬルールからすると、手書きの報告書を作成し続ける限り、労力はおおよそ 2 倍になると考え、差し支えないであろう。個人県民税の賦課徴収が市町村に委ねられている以上、市町村で余分にかかっている事務負担を軽減させることに、県が積極的に関わっていくことが望まれる。以上から「個人県民税課税状況報告書」について</p>	<p>個人県民税課税状況報告書の様式について、県で作成した電子データを当該市町村あて送付することとした。</p>
<p>3 個人県民税払込通知書の原本保管 【指摘 4】</p>	<p>県税事務所の中で、市町村から徴求する「個人県民税払込通知書」について、フロックスで送付された書類しが保管されていない事務所があつた。当初に提出された通知書に修正箇所が出てきたため、修正後のものを取り急ぎフロックスで送付してもらったものの、修正後の原本の徴求を失念してしまっていたことに起因する事例である。緊急を要することとしてフロックスで取り寄せることは問題ないが、最終的には修正後の原本を送付してもらって保管しておくべきである。(P 75)</p>	<p>平成 22 年 4 月 22 日に開催した県税事務所の納税・収納担当班長を対象とした会議において、個人県民税払込通知書の原本を保管しておくよう周知徹底した。</p>
<p>4 個人県民税領収済通知書のコピーによる保管 【指摘 5】</p>	<p>すべての「個人県民税領収済通知書」のコピーを取って、これに基づいて「個人県民税収入台帳」を作成し、コピーを収入台帳とパソコンで保管している県税事務所があつた。「個人県民税収入台帳」の内容が慎重に記録され、正確に上長のチェックを受けたのであれば、少なくともコピーの保管は不要である。さらにいえば、収入台帳を作成するために、わざわざコピーを取るのも資源の無駄遣いと考えられる。(P 75)</p>	<p>平成 22 年 4 月 22 日に開催した県税事務所の納税・収納担当班長を対象とした会議において、指摘の趣旨について周知した。</p>
<p>5 調定整理簿の作成方法 【意見 9】</p>	<p>個人県民税に限らずすべての税目において、手書きでの「調定整理簿」の作成が義務づけられており、住査したすべての県税事務所において手書きで作成されている。</p>	<p>調定整理簿をデータ管理していくためには、調定決議書及び調定整理簿が改ざんされるのを防止するためのチェック機能等が必要なことから、現在、開発中の次期税</p>

	<p>た。「調定整理簿」は「調定決算書」及び「調定整理簿」が改ざんされるのを防止するために時系列でチェックしていくことに最大の目的があり、このチェック機能を実らすためには現在の紙ベースによる管理が必須のものであるのか、表計算ソフト等によるデータ管理に移行できないものであるかを検討することが必要と考えられる。「調定整理簿」のデータ管理が可能となれば、手書きの台帳への記入や計算の手間が省けるのみならず、最終的に紙として保管しておく「調定整理簿」の枚数も相当程度削減できると思われるので、手書きで作成している台帳に関して極力データ化していく工夫が必要である。(P76)</p>	<p>務システムにおいて、改ざん防止のチェック機能を追加することとした。</p>
--	---	--

2. 個人県民税 ② 指摘又は意見 ② 指導・監督・調査の体制について

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成21年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	<p>県内に住所を有しない者に対する均等割課税 【意見12】</p>	<p>県においては、県内に住所を有しない者に対する均等割について各市町村でどの程度課税されているかについての定期的な調査は行われていない。個人県民税の均等割は1,000円であるから、費用対効果が低いことは容易に想像できるが、各市町村でどの程度の課税が行われているのかについて継続的にデータ収集を行っていくことは有益なことと思われる。このような観点での調査項目を、市町村に対する定期的な調査の調査項目に追加することは意味があるものと考える。(P79)</p>	<p>県内に住所を有しない者に対する均等割が各市町村でどの程度課税されているかについては、総務省が実施している調査において、いわゆる家屋敷課税の件数が把握されていることから、今後は当該数値を活用していくこととした。</p>

3. 個人事業税 ② 指摘又は意見

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成21年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	<p>税務署からの資料収集コスト 【意見13】</p>	<p>個人事業税は調定金額の規模の割に調定作業のコストがかかっている。地方税の課税の基礎となる申告書が県に提出されないとすることが根本的な原因と考えられるが、納税者の利便性を考慮して現行の申告制度が運用されているのであるから、税を徴収する側において、課税情報の手順を簡便にする工夫することが検討されるべきである。この点について、現在、総務省、国税庁、社団法人地方税電子化協議会の三者間において、平成23年1月より、国税データを地方税データに還元できるようにしていくことを協議中であり、この実施により国税資料の収集作業が相当程度軽減されるであろうと推測されることから、その実現を強く望む。(P86)</p>	<p>国税データの地方税データへの還元については、三者間協議で合意に至り、平成23年1月から全国一律に実施されることになり、現在、詳細について国と調整中である。</p>
2	<p>不動産貸付業の認定 【意見14】</p>	<p>個人事業税における不動産貸付業の認定に関して「個人事業税の課税業種に関する事務取扱要領について」の基準によれば、5棟、10室等の数量判定基準に満たない場合は原則として課税されないこととなるが、実態にそぐわないケースがあることから、基準未滿であっても、その賃貸状況からみて課税しないこととすれば著しく他との均衡を失うと考えられるものか課税対象として追加された。この改正に関して、課税事務の統一のかつ迅速な執行のための具体的基準として、平成22年度課</p>	<p>不動産貸付業の新たな課税基準として、平成22年度課税分から建物の貸付けに係る収入金額が年1,000万円以上のものについては、貸付件数にかかわらず不動産貸付業と認定することにしたい。今後、積極的に推進していく。</p>

3	<p>税務総合管理システムからの出力 帳票 【意見15】</p>	<p>税務総合管理システムにおいて、定期賦課事務フローから出力する帳票類のうち、何を出力し、保管しておくかについては、各県税事務所によって対応がまちまちである。「賦課予定チェックリスト」は調定する上で必須のものなので、どこの県税事務所でも出力しているが、その他の帳票については対応が分かれている。「所得控除失格リスト」は、所得が事業主控除額である290万円以下の事業者にかかるリストであり、前年度まで個人事業税の課税対象であった事業者が当年度の課税対象から外れた場合に、非課税対象であることが正しいのかを確認するために利用されている。したがって、当該リストに載っていることさえ確認できればよいのであり、必ずしも紙で出力し、保管しておく必要性は認められない。しかし、現状の税務総合管理システムでは、当該リストを画面上で検索し確認することが不可能な設</p>
	<p>税務総合管理システムから出力する「賦課予定チェックリスト」は定期賦課事務において各県税事務所で活用しているが、その他の帳票については、現在、開発中の次期税務システムにおいて、内容を検索して確認できる機能を追加することとした。</p>	

	<p>計となっているため、わざわざ全ページを出力しなければならないのが実状である。「所得控除失格リスト」をロックしなければならない特別な理由がないのであれば、また、システム変更に必要な金額を要するのとなければ、「所得控除失格リスト」の内容を画面検索できるように変更することが、コストの削減に寄与するものと考えられる。(P88)</p>	
--	---	--

5. 不動産取得税 ② 指摘又は意見 ② 県税事務所における通常の課税事務について

番号	項目	措置の内容
1	<p>申告書の受付事務 【意見17】</p>	<p>申告書の受付事務について県税事務所と税務課で検討したが、不動産取得税の申告書(減額申請)を受け付ける場合、各県税事務所の職員配置の状況などから不動産取得税を専門に担当する職員以外に慣れない職員が対応し、結果として確認漏れなどにより納税者に二重の手間をかけることが懸念されるとの結論となった。</p> <p>したがって、申告書受付の事務処理は各県税事務所の実情に合わせて取り扱うこととした。</p>
	<p>（P89は平成21年度外部監査結果報告書のページ）</p>	<p>不動産取得税の申告書を受け取る場合に、窓口受付分について申告書の記載内容と添付書類の内容に相違がなければ申告書の裏面に確認済みのチェックマークを残し、コピーをとらずに返却する場合やコピーをとって返却する場合など、県税事務所により取扱いはまちまちである。コピーを残すのは、後で再確認が必要になる場合があり得ることを想定しているものと思われるが、通常の場合は窓口での現物確認で足り、後で必要となれば納税者に対して再度確認すれば済むことである。したがって、コピーをとらずに返却する手続で課税事務上、不都合がないと考えられるので、事務作業の省力化、県内での処理の統一化、コスト削減のためにも他の県税事務所と同様の処理をするよう検討してはどうかと考える。(P110)</p>

<p>2 税額計算の効率化 【意見18】</p>	<p>税額計算を行う際に各県税事務所では市町村からの価格評価データを手計算で実施しているが、市町村からの価格評価データを電子データで入手し、課税計算を機械的に実施することができるとすれば、事務負担が相当に軽減されるものと推測される。市町村との取決めやシステム開発等初期投資の問題もあるため、早急に実現可能ではないかもしれないが、業務の効率化が図られ、前述した特殊評価事業に対する人的資源配分にも資することになると考えられるので、今後、税務総合管理システムの変更が行われる際には、あるいはそれ以前であっても是非とも検討を望む。(P1111)</p>	<p>価格評価データの電子化については、平成22年度から仙台市が実施していることで、他の市町村についても可能かどうか検討してもらうこととした。</p>
------------------------------	---	---

6. 自動車税 (2) 指摘又は意見

番号	項目	措置の内容
1	<p>各県税事務所に おける収入率の差異 【意見19】</p>	<p>監査の結果及び意見 (Pは平成21年度包括外部監査 結果報告書のページ)</p> <p>県税事務所間の収入率の差異について、課税件数の多寡や所得水準といった外形的な要因と収入率との間には明確な相関関係が認められない。この点について、県税事務所からの文書回答にあった納税意識の高低が収入率に影響を与えているのではないかと考えられる。そうであるならば、県として現在も積極的に進んでいる納税意識</p> <p>納税意識の醸成については、県税滞納縮減対策3か年計画(平成22年度～平成24年度)に税務広報の強化を掲げ、納期内納税キャンペーンの実施及び滞納処分の実態の報道機関への情報提供による納税意識の向上を図ることとした。また、徴収担当職員を対象とする研修での事例報告や各県税事務所</p>

識を醸成していくためのあらゆる手段、方法をより強力的に推進していくことが必要であり、さらに、収入率の高い県税事務所の手法を手本として、これを広く県全体で実施していくことを検討すべきである。(P1119)

資料を全事務所へ配布するなど、収入率の高い事務所の手法について県全体で実施できる措置を講じた。

2 車検期納税
【意見20】

自動車税の滞納が生じる要因の一つとして「車検期納税」といわれるものがある。これは、車検時に自動車税の納税証明書が必要であるが、車検を受ける以前に自動車税が未納であっても重大な都合が生じないことから、車検時に当年度分と過年度分をまとめて納付する行為を指す。このような行為が許されるのであれば、1年分を滞納し車検時にそれを解消することが常態化し、廃車時点では未納付のままその後不納欠損に至るおそれが生じてくる。この問題の解決策としては、「自動車税の車検時徴収制度の創設」が考えられる。「車検時徴収制度」とは、車検時に次回車検までの自動車税を前払い方式で徴収する制度であり、最近では、平成16年7月に全国知事会が国に対して要望しているが、自動車税の賦課・徴収事務全般について大幅な効率化・省力化が実現するというメリットがある半面、クリアすべき問題点も多いとして創設には至っていない。このように、現状では「車検期納税」に対する特別の制裁措置はないが、複数年の自動車税を一括納税すればすんなり車検が通ることの不自然さをなくすような取組を関係機関とともに検討すべきではないかと考える。例えば、国の機関

車検期納税の防止については、関係機関及び関係団体に対して、納期内納税キャンペーンの一環として作成した啓発用資料を配布するとともに、納税者への働きかけの協力を依頼しているところである。

なお、現年度未納の縮減を図るため、これまで自動車税集中滞納整理週間を設定し実施してきたものを、平成22年度は月間に拡大して取り組むこととした。

	である宮城運輸支局との連携を深めて、車検に訪れる自動車ユーザー等の業者の理解と協力を求め、その先の納税者の意識改革を促すような啓蒙活動が考えられる。(P123)	
--	--	--

7. その他の直接税 (1) 鉱区税 指摘又は意見

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成21年度包括外部監査 結果報告書のページ)	措置の内容
1	鉱区税の100%徴収 【意見21】	鉱区税は鉱区面積に税率を乗じて算出するだけの単純な計算であり、誤りが生じる可能性は乏しい。また、調査が必要となる重要な問題点も特にはない。滞納に関しては発生理由を県に質問したところ、滞納者はいずれも県外の事業者であり、実際の採掘はしていない鉱業権者であった。県は、保有資産調査を実施し電話での納税推進を図る方針であるが、対象者の所在が遠隔地で課税額も極めて僅少のため訪問は実施していない。経済効率性を考慮すればやむを得ない対応と考えられるが、滞納件数が少ないことから、電話による督促を強化して100%徴収を目指すべきである。(P125)	県税滞納縮減対策3か年計画(平成22年度～平成24年度)に基づき平成22年度県税滞納縮減対策本部事業計画に「鉱区税の早期の収入率100%の実現」を掲げ、課税部門との連携により、早期の滞納整理に着手することとした。

7. その他の直接税 (2) 核燃料料税 指摘又は意見

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成21年度包括外部監査 結果報告書のページ)	措置の内容
1	核燃料料税に関する調査の実施 【意見22】	核燃料料税の1件当たりの調定額は2億円を超え、多額である。また課税標準は核燃料価額であり、その算出基礎である挿入体数及び	今後は挿入体数及び核燃料の単価に関する調査を実施することとし、具体的な調査方法等については他県の例を参考に検討すること

	核燃料の単価は申告書提出者のデータに基づいている。定期検査で抜き出し、新規挿入された核燃料本数も毎回同数ではなく変動している。さらに核燃料の単価についても、最高値は最安値の単価の2倍以上と乖離が生じており、かつ、毎回変動しているものである。課税標準の計算要素である核燃料の単価及び本数が毎回変動する状況及び課税標準が高額であることを考慮すると、挿入体数及び核燃料の単価についての調査を、少なくとも数年に一度は実施することが適切である。納税義務者の申告する数値に基づき課税標準が決定する税目であり、かつ、1件当たりの納税金額も高額であることから、早急に調査方法等について研究し、調査を実施していくことが望まれる。(P128)	とした。
--	---	------

8. 間接税 (2) 県たばこ税 指摘又は意見

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成21年度包括外部監査 結果報告書のページ)	措置の内容
1	調査実施の間隔 【意見23】	調査に関しては、地方税法74条の7において本店が宮城県にある納税義務者に対する質問検査権が認められており、県の直近の調査は平成21年11月19日に実施されている。前回の調査は平成13年度に行われていることから、調査実施間隔が8年と長期となっていたためその理由を質問したところ、本来は年1回実施すべきところであるが、全国的に販売網を持つ他県本店の販売業者とは異なり、宮城県内のみでしか取引がない当該事	今後は、4年に一度、所轄の県税事務所が調査を実施することとした。

	業者は他県本店業者と比較して取引量も少ないため、重要性が乏しいと判断したためとのことであった。重要性を考慮して調査を毎年行わないことには合理性があるものの、8年間のプランクは長すぎると思われる。毎年調査を実施することは経済性の観点から必ずしも必要とは思わないが、少なくとも数年に一度は県として調査を実施することが望ましい。(P133)
--	---

8. 間接税 (3) ゴルフ場利用税 . 指摘又は意見

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成21年度包括外部監査 結果報告書のページ)	措置の内容
1	滞納への対応方針の策定 【意見24】	経営不振等で一度、収入未済(滞納)が生じた場合、営業を継続する限りゴルフ場利用税の納税義務が毎月生じること、また、ゴルフ場の経営状態が急激に改善されることもあまりみられないことから、収入未済額が他の税目と比較して短期間で大きくなりやすい傾向がある。したがって、滞納が拡大するのを避けるため、過去の不納欠損事例の原因分析を行い、同様のケースが生じないように各県税事務所担当者に注意を喚起することが重要である。	課税部門との連携により、この事案のような情報を把握し、早期の滞納整理に着手できる体制を整備することとした。

	が該当する。県税事務所担当者には異動があることを考慮すれば、該当施設がある県税事務所担当者に對し、継続的な対応方針の周知・徹底を図るために、ゴルフ場利用税の大口不納欠損の事例を教訓とした、ゴルフ場の運営形態に応じた滞納への対応方針を策定することが望ましい。(P139)
--	--

9. 目的税 (1) 自動車取得税 . 指摘又は意見

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成21年度包括外部監査 結果報告書のページ)	措置の内容
1	自動車取得税の100%徴収 【意見25】	自動車取得税は、自動車の登録と同時に申告・納付がなされるため、原則として滞納は生じないはずであるが、件数・金額ともわずかであるものの収入未済額が生じている。これは、個人間における中古車の低廉又は無償の譲渡等の際、自動車取得税が課税されないと誤解し申告しないケースがあることが主な要因である。収入未済額分については文書による催告等を行っているが、滞納繰越となったものについては収入率が低いのが現状である。滞納件数が少ないだけに100%徴収も可能ではないかと思われる。東北6県においても平成20年度において100%徴収されていないのは宮城県を含む2県だけであり、100%徴収をしている他県の施策等を参考にして、100%徴収が可能となるような工夫をすべきである。(P142)	県税滞納縮減対策3か年計画(平成22年度～平成24年度)に基づき平成22年度県税滞納縮減対策本部事業計画に「自動車取得税の早期の収入率100%の実現」を掲げ、課税部門との連携により、早期の滞納整理に着手できる体制を整備するとともに、他県の施策を調査し、今後の取組の参考にすることとした。

9. 目的税 (2) 狩猟税 . 指摘又は意見

--	--	--

番 号	項 目	監査の結果及び意見 (Pは平成21年度包括外部監査 結果報告書のページ)	措 置 の 内 容
1	複数免許区分を 持つ申告書への添 付書類 【意見26】	複数の免許区分で申告が必要な 者は、免許区分ごとに申告書を提出 する必要はあるが、その者が課 民税の所得割を納付することを要 しない旨の証明書の添付が必要 な者である場合には、一つの申告書 には証明書の原本を、他の申告書 には証明書のコピーの添付を求め ている。その上で、コピー添付分 については、改めて原本との照合 を行っている。所得要件の確認と エビデンス(疎明資料)の保管が 目的であれば、コピー添付を求め るのをやめ、申告書欄外等適当な 箇所に証明書原本は別申告書に添 付されている旨を記載するだけで 足りるものと考え。小さなこと ではあるが、県担当者の事務効率 改善の観点から有益であるし、納 税者にとって親切でもある。 (P144)	今後は、他の申告書にコピー添 付を求めることをやめ、その申告 書欄外に原本は別申告書に添付さ れている旨を記載することとし た。

9. 目的税 (3) 軽油引取税 . 指摘又は意見

番 号	項 目	監査の結果及び意見 (Pは平成21年度包括外部監査 結果報告書のページ)	措 置 の 内 容
1	不正軽油110番 【指摘6】	県が設置している不正軽油110 番への通報は、税務課が受け、担 当の県税事務所に連絡し、各県税 事務所が調査等を実施することに なっている。税務課作成の「軽油 引取税調査等一覧」によれば、平 成20年度は不正軽油110番に8件 の情報提供があり、このうち平 成21年9月3日現在、解決済と なっていない15件について、解決	不正軽油110番に関わる事案に ついては、各県税事務所に対し定 期的に調査状況を確認することと した。

	済か否か等についての調査を行っ たところ、5件のうち3件が解決 済、2件が継続調査中ということ であった。平成20年度に受け付け た情報が翌年度半ばになっても、 半数以上が書類上未解決扱いと なっていることについては、不正 軽油110番を開設している以上、 適時適切に対応するべきであった。 (P149)	
--	---	--

9. 目的税 (4) 産業廃棄物税 . 指摘又は意見

番 号	項 目	監査の結果及び意見 (Pは平成21年度包括外部監査 結果報告書のページ)	措 置 の 内 容
1	産業廃棄物税の 目的事業充当割合 (付随意見) 【意見27】	産業廃棄物税は、条例において、 徴収に要する費用を除いた額を 「産業廃棄物の発生の抑制、減量 化、再生利用その他適正な処理の 促進に関する施策の実施に要する 費用」に充当することとされてい るが、過年度の税収額に対して事 業に充当された金額の割合をみる と、平成20年度は88.4%まで上 がっているが、4年間累計では 66.6%にとどまっている。平成21 年度当初予算では事業充当割合が 129.7%であるから、平成21年度 末の基金残高は前年度より減少す る見込みとなっているものの、基 金残高は年間の税収額を上回る水 準にある。産業廃棄物税は目的税 であるから、税の徴収の趣旨に 沿った事業を行うことが重要なこ ととなる。基金の使途や管理につ いては、税務部門以外の別の部署 において所管しているところであ るから、支出内容や支出計画など についての調査は行っていないが、今	産業廃棄物税の使途について は、目的税としての趣旨を考慮し た上で、幅広い視点で活用方を 検討し、積極的かつ効果的に事業 を実施していくこととした。

	後、より積極的かつ効果的に事業が実施されることを希望する。(P160)	
2 産業廃棄物税の調査 【意見28】	産業廃棄物税の調査は、地方税法733条の4を根拠とし、「産業廃棄物税に係る事務の取り扱いについて」の第11に定める内容に沿って行われている。通知には、「所得の推移と埋立量の推移を比較するなどして申告書の妥当性を検討する。」とされているため、その実施状況について各県税事務所へ確認したところ、仙台北県税事務所では、法人事業税の申告書を用いて実施しているが、他の県税事務所では実施していないとの回答であった。産業廃棄物税に関する調査を効果的かつ効率的に実施するためには、この手法も有効であると思われるため、今後における実施を検討されたい。(P161)	産業廃棄物税の調査は、各県税事務所で作次計画を立てて実施しているところであるが、「産業廃棄物税にかかる事務の取扱いについて」の第11に定める内容については、仙台北県税事務所の対応方法により実施するように各県税事務所に周知することとした。

10. 滞納整理事務 (2) 指摘又は意見 ① 滞納整理の進行管理について

番号	項目	措置の内容
1	個別資料(個票)の網羅性 【指摘7】	監査の結果及び意見 (Pは平成21年度(包括外部監査結果報告書のページ)) 平成11年度から平成12年度にかけて不動産取得税が課税され、現在、延滞金のみが滞納となっている案件のファイルを開覧したところ、通常は交渉経過等を記載した紙面が綴られているはずのところ、これらの資料が何も綴られていなかった。これは、担当者が異動の際に、税務総合管理システムから出力される未納者一覧表と、管理ファイルの突き合わせを行ったときに、全く資料が見当たらない

県税滞納縮減対策3か年計画(平成22年度～平成24年度)に基づく平成22年度県税滞納縮減対策本部事業計画で、滞納整理票の適正管理と定期的(年1回以上)な未納リストとの確認作業を行うこととした。

2 進行管理の工夫 【意見29】	<p>かつたため、滞納管理票を再度出力し、そののみ保管していたとのことである。本税については納付されていたため、当時の担当者が解決済みとして整理した可能性もある。したがって、延滞金については本税完納後、特に対応がなされずに放置されていたこととなる。個別資料(個票)と税務総合管理システム上の未納者一覧表との突合に關して、比較的規模の大きい県税事務所では実施時期はまちまちであるものの、定期的に突合作業を実施しているが、半数の県税事務所では不定期に突合作業を実施している。紙で管理する以上は、滞納者が滞納整理票により漏れなく管理されているかを定期的に確認することが必要である。(P166)</p>	<p>表計算ソフトによるデータベース化は、補助的な管理としては有効であるが、滞納整理票との二重管理となる。滞納件数及び組織体制によっては、事務効率率が低下する県税事務所も想定されることから、現在、開発中の次期税務システムにおいて、滞納整理に必要な詳細情報のデータベース化と進行管理機能を追加することとした。</p>
1	<p>現行の税務総合管理システムの詳細の中で、進行管理の工夫をしている県税事務所もあったが、結局、紙面による管理が進行管理の大部分を占めている状況であった。これらを踏まえ、①滞納者の情報について、順次データベース化することにより、交渉過程を把握しやすくなることと②書類の紛失等を防止する。担当者の異動による引継ぎの際も、当初からの状況が把握しやすくなる。③調査、差押等の実施項目及び実施日をデータ上明確にすることにより、交渉、調査等を効率的に実施する、といったような進行管理の改善が必要と考える。</p> <p>各県税事務所で行う工夫し、実効性が上がっている管理方法について</p>	<p>県税事務所の徴収担当職員を対象とする研修等で事例報告を</p>

	<p>いては、他の県税事務所へも紹介し、導入支援を行うなどを検討すべきである。</p> <p>ハ 滞納整理票のデータ化による、より効率的な管理と滞納整理事務の促進が望まれる。(P167)</p>	<p>行い、参考となる滞納整理の進行管理方法の採用を促すこととした。</p> <p>ハ 現在、開発中の次期税務システムの開発において、滞納整理に必要な詳細情報のデータベース化をすることとした。</p>
--	---	--

10. 滞納整理事務 (2) 指摘又は意見 ② 実際の滞納事例について

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成21年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	滞納整理に関する迅速な対応 【指摘8】	<p>滞納繰越分が回収不能になることを最小限にとどめるためには、どのような場合が危険の兆候であるのかを理解し、どんな方法、処置をとるべきかが分からなければならぬ。そのためにはさまざまな事例から学んでいくことが重要である。その意味で、県税事務所あるいは担当者によって対応のばらつきが生じないように、県全体で情報の共有化と事務処理の統一化を図ることを検討すべきである。(P172)</p>	<p>県税事務所の徴収担当職員を対象とする研修等事例報告を行い、情報の共有化を図ることとした。</p> <p>また、県税滞納縮減対策3か年計画(平成22年度～平成24年度)に基づき平成22年度県税滞納縮減対策本部事業計画に定める組織的な進行管理により、事務処理の統一化を図った。</p>

10. 滞納整理事務 (2) 指摘又は意見 ③ 滞納整理事務執行体制について

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成21年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	進行状況のチェック体制 【意見30】	<p>滞納者への書類発送や財産調査対象の抽出においては、担当者の手から離れた全県統一的手続や基準を設定して、機械的に事務処理することが効率的ではないかと思われる。</p>	<p>県税滞納縮減対策3か年計画(平成22年度～平成24年度)に基づき平成22年度県税滞納縮減対策本部事業計画で組織的な進行管理を定め、滞納者への書類の発送や財産調査対象の抽出は担当以外の者が行うこととした。</p>

□ また、担当者による滞納整理事務の進行のばらつきといった問題については、担当者以外の者が滞納者全体に対して横断的にチェックする項目を設けて、一定の質を保つ工夫が必要と思われる。現在、このチェック体制は各県税事務所によってさまざまであるが、これを、誰が、いつ(どのくらいの頻度で)、何をを用いて、どのような視点で行うか、ということに関して一定のルールを設けてはどうかと考える。それにより、例えばどのような所内会議をどの程度の頻度で開催するか、チェックの対象と範囲をどうするか、何を管理ツールとして使用するか、といったことが明確になり、県税事務所ごとの相違が少なくなり、県税事務所によって対応が異なることもなくなる。もっとも、こうした仕組みができれば、こうして終わりとすることはなく、適時に情報報告・連絡・相談・指示されるような事務所内の体制になっていることが重要である。(P176)

□ 県税滞納縮減対策3か年計画(平成22年度～平成24年度)に基づき平成22年度県税滞納縮減対策本部事業計画で組織的な進行管理を定め、年間、月間等の滞納整理のスケジュールの作成、定期的な個別事業の検討会の開催及び処理状況の確認を行うこととした。

2 分納誓約の場合
【意見32】

分納誓約により少しずつでも徴収する努力はされているが、分納誓約を交わしても未納となるケースが多く存在している。平成20年度における分納誓約の件数は現年課税分及び滞納繰越分を合わせて3,306件(税額では205百万円)であり、分割納付の効果を上げるために以下の点について提案する。

① 入金の一括管理
分納誓約がなされた場合は各担当者が管理するのではなく、

① 各県税事務所で行っている管理方法については、県税事務所徴収担当職員を対象とする研

<p>3 延滞金の管理 【意見33】</p>	<p>他者が、若しくはシステム上で一括して入金管理を行う。そして、分納期限に入金されなかった場合には、速やかに催告書の発送等の対応を実施する。より効率的に実施するにはシステム上の対応が望ましい。すなわち、分納期限を毎月一定日にするように誓約しておき、分納期限に未入金が発生した場合は、未入金リストや催告書が自動的に出力される仕組みである。現在の税務総合管理システムではこのような分割納付に対する管理機能がないたため、上記のような一括管理を実施することは困難かもしれないが、現在の枠組みの中でも効率的に実施できる限りで上記の考え方を検討された。(P178)</p>	<p>修等で全事務所から事例報告を行い、最も効率的な管理方法の周知を図ることとした。 なお、分納誓約による納税状況及びその対応の一括管理については、現在、開発中の次期税務システムにおいて、その機能の追加を検討することとした。</p>
<p>3 延滞金の管理 【意見33】</p>	<p>イ 滞納分の徴収では本税が優先されてしまったため、本税が完納され、延滞金のみ未納となっている場合に回収が進まない事例が散見される。延滞金の計算は税務総合管理システム上日々なされており、滞納者の額は税務総合管理システムで検索すると表示される仕組みになっている。しかし、延滞金は収入額をもって調定額としているため、全体として既に発生している延滞金の残高はいくらか、という認識はされていない。また、分納誓約においても、延滞金が具体的にどのくらいの額になるかは、徴収担当職員が滞納者に対して概算で案内する程度である。延滞金とはいえ、徴収事務にかける</p>	<p>イ 納税折衝の中では、滞納者に当日現在の延滞金を示しているが、一層の徹底を周知することとした。 なお、催告書等文書での通知への延滞金の表示については、現在、開発中の次期税務システムの開発において、その機能の追加を検討することとした。</p>

<p>11. 収納対策 ② 指摘又は意見</p>	<p>コストや滞納せずに納税している人との不公平感を考えると、本税と一体で管理し、かつ、徴収漏れのないような工夫が必要である。そのためには、徴収担当者が確定した延滞金額だけではなく本税未納分に対する延滞金も含めて残高管理を行い、その上で滞納者に対して、常に本税とともに延滞金の額を提示する仕組みを検討すべきである。 □ 既に延滞金のみで長期にわたり未納となっている案件については、定期的に入金の可能性について検討・整理することも必要である。(P179)</p>	<p>□ 県税滞納縮減対策3か年計画(平成22年度～平成24年度)に基づくと平成22年度県税滞納縮減対策本部事業計画で、組織的な進捗管理として、滞納整理票の適正管理と未納リストとの確認作業を示しており、延滞金の未納の案件に係る徴収の可能性については、この確認作業等の中で検討及び整理を行うこととした。</p>
--------------------------	--	--

番号	項目	措置の内容
1	<p>個人県民税の特別徴収の推進 【意見34】</p>	<p>監査の結果及び意見(Pは平成21年度包括外部監査結果報告書のページ) イ 特別徴収の実施割合を高めていくための現在の取組を推進する上で、特別徴収実施割合の低い市町村の洗い出し、行政サービスとの制限の検討、具体的な特別徴収実施事業者数の数値目標の設定、計画の進捗状況のモニタリングなど、取組方法をより深めていくことが重要である。 イ 県税滞納縮減対策3か年計画(平成22年度～平成24年度)に基づくと平成22年度県税滞納縮減対策本部事業計画に個人県民税の滞納縮減対策を定めた。 また、特別徴収実施状況の実態調査と推進対策の進捗管理を行うほか、行政サービス制限の導入や県下一斉の特別徴収義務者指定に向けた検討を行うこととした。</p>

<p>2</p> <p>導入 【意見35】</p>	<p>□ 特別徴収の推進を図るに当たって最も重視すべき点は、まずは市町村の担当者に正しい理解を持ってもらい、県との協力関係の下で積極的に管内の事業者を説得する方向に導くことであり、また、既に始めている事業者や納税者に対する特別徴収制度自体のPRを、より広範囲に継続的に実施していくことであると思われる。とりわけ、市町村との共同による推進活動に関しては、現在、仙台市と県が協力して事業者に説明して回るといった働きかけが実施されていないので、仙台市全域におけるこのような取組の実施を検討すべきである。特別徴収の実施割合という点では仙台市は74.3%と、県全体の平均よりも高いものとなっている。しかし、個人県民税の収入未済額でみた場合には県全体の51%を占めており、また、特別徴収に移行していない納税者の数でみた場合には、県全体の37%を占めており、他の市町村に比べその影響は突出して大きなものとなっている。このような実状からすると、仙台市だけ県の関与を行わない根拠は乏しく、逆に積極的に共同で特別徴収推進の働きかけを行うべきであり、それにより、かなりの効果が期待できるものと推測される。(P186)</p>	<p>□ 仙台市も含め、県内各市町村と協働しながら、特別徴収推進の働きかけを行っていく。</p>
<p>2</p> <p>導入 【意見35】</p>	<p>自動車税におけるコンビニ収納の導入は、かなりの効果を上げていることが明らかである。そこで、個人住民税についてもコンビニ収納</p>	<p>コンビニ収納を既に導入している市町村の個人県民税の収納状況の効果を検証の上、市町村が参集する会議等でコンビニ収納等納税</p>

	<p>納の方法を導入できないであろうか。個人住民税の徴収は市町村が主体となっているため、県のみで決定できるものではなく、また、コンビニ収納を実現するためにはシステムメンテナンスや収納にかかる手数料も発生するため、容易に導入できるものではないかもしれない。しかし、納税者の利便性が向上し、県や市町村にとっても収入率の向上につながる有効な方法であるから、県からの提案として、市町村でも個人住民税についてコンビニ収納が可能となるような働きかけを検討すべきである。(P192)</p>	<p>環境の整備を働きかけることとした。</p>
--	--	--------------------------

12. 税務総合管理システム ⑤ 監視の結果及び意見 ⑤ バックアップ管理手続について

番号	項目	監視の結果及び意見 (Pは平成21年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	<p>情報システムについての優先順位付けの必要性(付随意見) 【意見36】</p>	<p>バックアップデータは本庁のみで保管されている。もし、県税の賦課徴収に関するデータが毀損が生じた場合には、その復旧までの間に賦課徴収事務に多大な支障を来すことが予想される。データが保管されている機械室については災害対策がなされており、直ちにデータが毀損するという事態は考えにくい。本庁に集約されているというのには決ま望ましい状態とはいえないことから、遠隔地へバックアップを保管することが検討されてもよいものと考えられる。県全体の情報システムのバックアップについては、各情報システム管理者がバックアップ媒体の保管や管理方法について実施手順</p>	<p>平成22年6月に策定した「情報システムに係る業務継続計画(i-BCP)」において、平成23年度までに重要情報の管理状況や喪失の危険性を考慮したバックアップデータの最適な保管方法について、遠隔地保管も含めて検討することとした。 なお、i-BCPでは、非常時における情報システムの復旧の優先度を「IT依存度」や「影響の重大性」によりグループ分けした。</p>

	<p>を定めることとしているほか、その運用状況については内部監査を実施、確認し、必要な指導が行われている。さらに、現在、情報システムに係る業務継続計画（BCP）を策定中で、その策定過程でもバックアップ体制について検討されている。</p> <p>情報システムの効果的かつ効率的な運用を図るためには、重要度に応じた管理手続を定める必要がある。その一環として県全体の立場から個々の情報システムについての優先順位付けを行い、それに基づいて管理手続の取捨選択を検討すべきである。情報システムの優先順位とそれに応じた管理手続の実施は、情報システムの開発や調達及びその後の管理手続を効率的に実施することを可能にするだけでなく、情報システムへの効果的な投資も可能とする、メリハリの利いた情報システムの構築及び運用の一助となるものである。</p> <p>バックアップの遠隔地保管については、データの毀損による県民の人命、財産に対する影響の程度などを考慮し、慎重に検討されなければならぬ。情報システムの機能や利用される状況など、それぞれの情報システムが有する性質を勘案しながら情報システムの優先順位を取り決め、それに応じた管理手続がなされることが望ましい。（P202）</p>
--	--

公 安 委 員 会

○宮城県公安委員会告示第179号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成22年12月28日

宮城県公安委員会委員長 畠山 英子

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

平成23年2月15日（火）から同月22日（火）までの土・日曜日を除く6日間（2月15日から17日までの3日間は午前9時30分から午後4時50分まで、同月18日は午前9時30分から午後3時50分まで、同月21日は午前9時30分から午後1時50分まで、同月22日は午前9時30分から午後0時20分までとし、午後1時から修了考査を実施します。）

イ 追加取得講習

平成23年2月18日（金）及び同月21日（月）の2日間（2月18日は午前9時30分から午後3時50分まで、同月21日は午前9時30分から午後1時50分までとし、午後2時から修了考査を実施します。）

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
社団法人宮城県警備業協会

3 受講定員

2つの講習をあわせて40人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習
受講対象者は、受講申込日において、最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 追加取得講習
受講申込日において、4号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている

<p>者であつて、最近5年間に4号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの</p> <p>5 受講手続</p> <p>(1) 申込み受付期間 平成23年1月18日(火)から同月31日(月)までの土・日曜日を除く10日間(毎日午前9時から午後5時まで)。 なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であつても締め切る。</p> <p>(2) 申込書の提出先 宮城県内の各警察署生活安全課 なお、郵送による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通(追加取得講習受講者のみ)</p> <p>ウ 最近5年間に、4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書 1通</p> <p>エ 履歴書 1通</p> <p>オ 代理人が提出する場合は本人からの委任状 1通</p> <p>(4) 受講手数料 公安委員会関係手数料条例(平成12年条例第21号)第2条第1項の表第63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては34,000円、追加取得講習受講者にあつては10,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。</p> <p>6 講習の委託先 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 社団法人宮城県警備業協会</p> <p>7 その他 講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全部生活環境課 (電話番号022-221-7171 内線3184)</p>	<table border="1"> <tr> <td>上</td> <td>九</td> <td>就任</td> <td>退任</td> </tr> <tr> <td>下</td> <td>後ろか ら七</td> <td>就任</td> <td>退任</td> </tr> <tr> <td>下</td> <td>後ろか ら三</td> <td>就任</td> <td>退任</td> </tr> <tr> <td>下</td> <td>後ろか ら一</td> <td>就任</td> <td>退任</td> </tr> </table>	上	九	就任	退任	下	後ろか ら七	就任	退任	下	後ろか ら三	就任	退任	下	後ろか ら一	就任	退任
上	九	就任	退任														
下	後ろか ら七	就任	退任														
下	後ろか ら三	就任	退任														
下	後ろか ら一	就任	退任														
<p>正 誤</p> <p>○宮城県公報第二千二百八号(平成二十二年十一月十六日付)中 ページ 段 行 日 端</p>																	